

**平成29年度  
情報公開・個人情報保護  
制度運用状況報告書**

平成30年8月

宮崎市



# 目次

## I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

## II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求等の件数及びその処理状況	8
2	実施機関別の請求等件数及びその処理状況	9
3	請求者の内訳	10
4	非公開理由の適用状況	10
5	審査請求の状況	11
6	情報提供の状況	11

## III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19

## IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示請求の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	審査請求の状況	21
5	事務の届出状況	22

## V 資料

1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成29年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成29年度）	57
3	情報公開関係例規	59
4	個人情報保護関係例規	73



# I 情報公開制度の概要

## 1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

### (1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

### (2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

### (3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

### (4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

## 2 情報公開制度の概要

### (1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方行政独立法人をいいます。

### (2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
  - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
  - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

### (3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

### (4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

## (5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

## (6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

## (7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

### ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

### イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

### ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

### エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

### オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

### カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

## (8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

## (9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

#### (10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

#### (11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

#### (12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

#### (13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

#### (14) 運用状況の公表

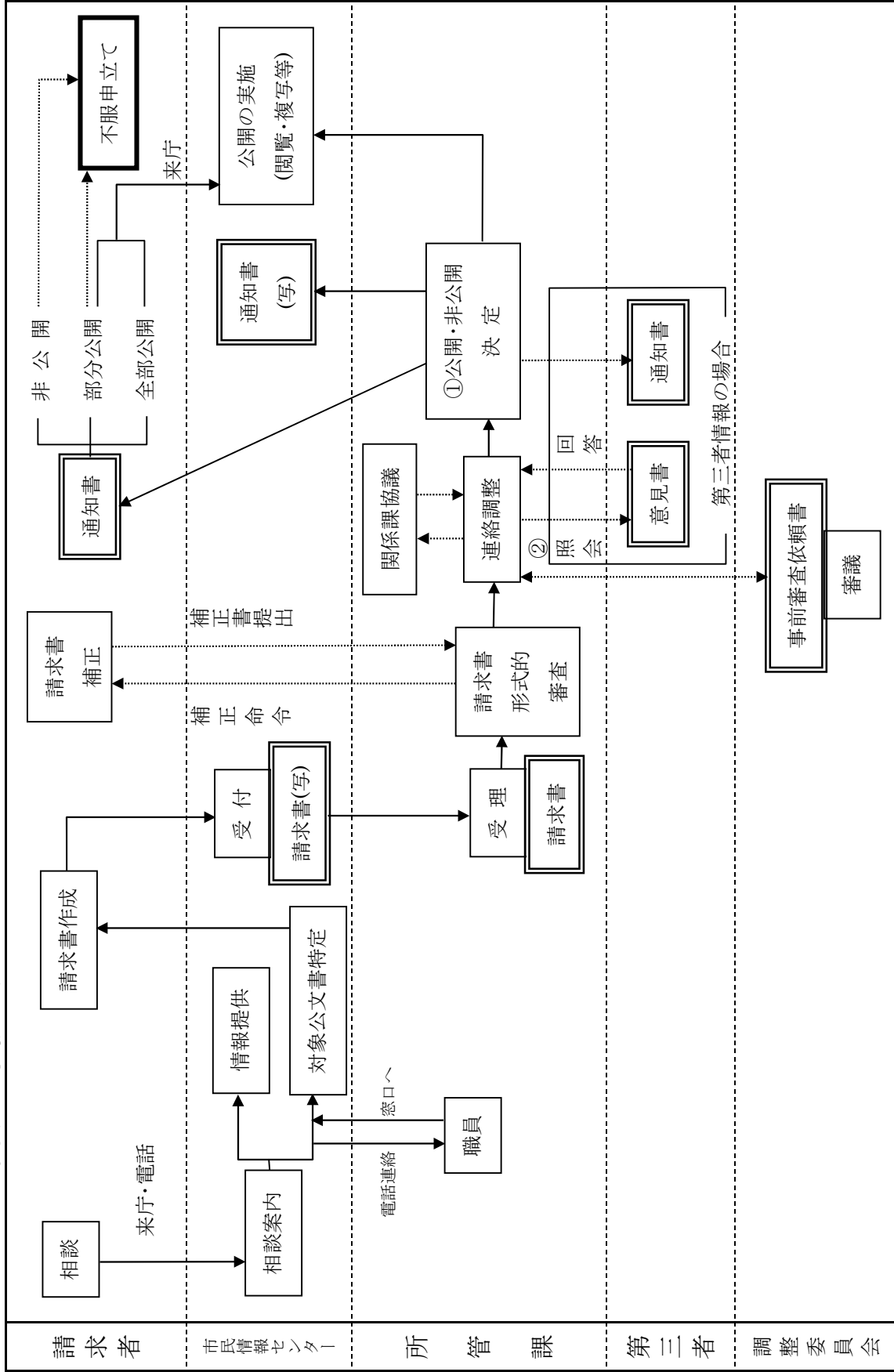
毎年、この条例の運用状況を公表します。

#### (15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。



### 3 公開請求に関する事務の流れ

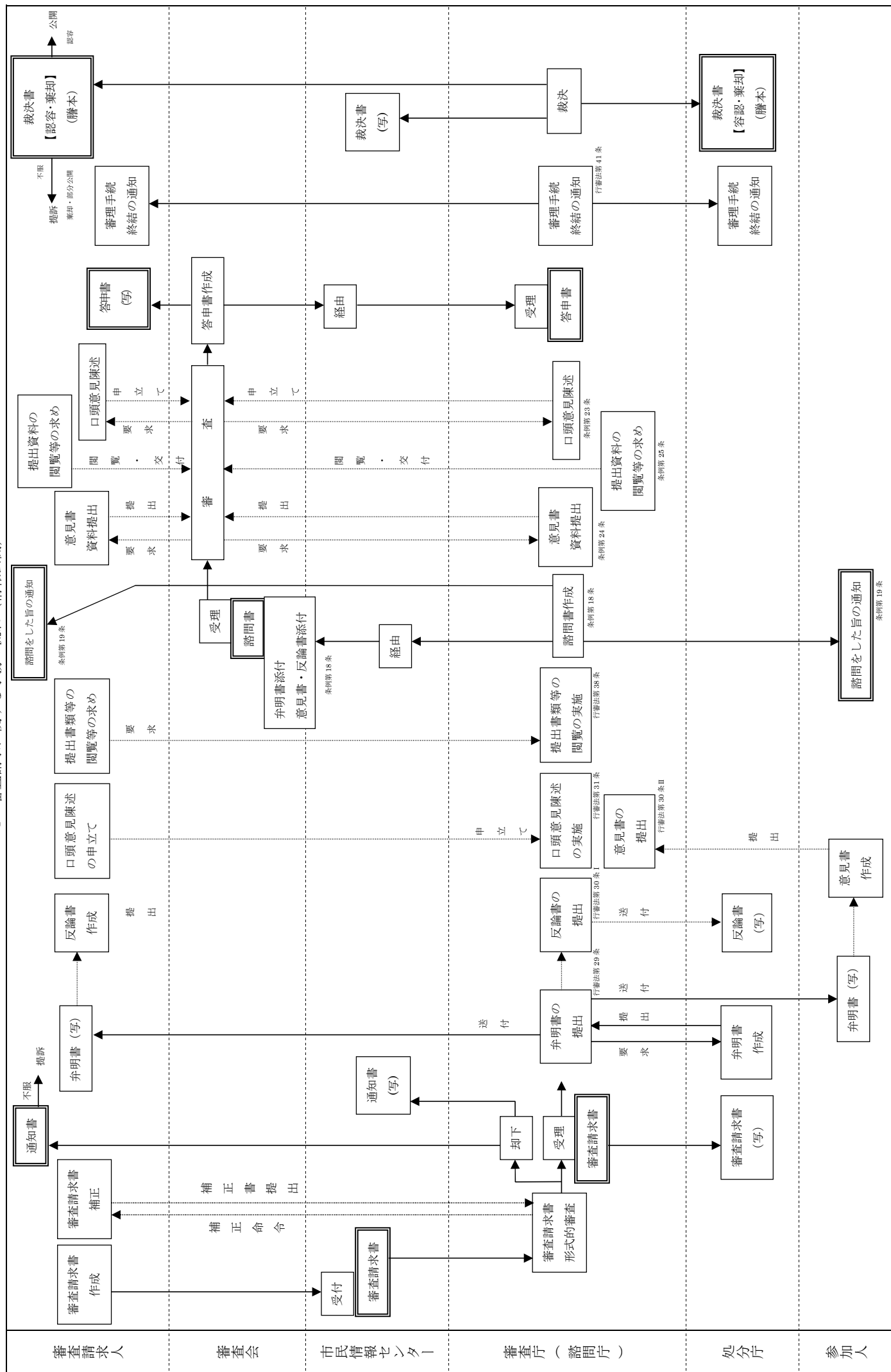


※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会が付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 審査請求に関する事務の流れ（情報公開）



## 5 情報公開制度導入までの経過

### (1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

### (2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

### (3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

## Ⅱ 情報公開制度の運用状況

### 1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

平成29年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 平成29年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	529	374	125	22	16	8
申出	198	160	27	8	7	3
合計	727	534	152	30	23	11

## 2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

平成29年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 平成29年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	571	78.6%	請求	274	96	17	14	6	393	1
			申出	143	25	7	7	3	178	0
			計	417	121	24	21	9	571	1
教育委員会	25	3.4%	請求	10	7	4	1	0	21	9
			申出	4	0	0	0	0	4	0
			計	14	7	4	1	0	25	9
農業委員会	4	0.6%	請求	2	1	0	0	1	4	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	2	1	0	0	1	4	0
上下水道 事業管理者	102	14.0%	請求	75	14	0	0	1	90	0
			申出	11	0	1	0	0	12	0
			計	86	14	1	0	1	102	0
消防長	19	2.6%	請求	10	4	1	1	0	15	0
			申出	2	2	0	0	0	4	0
			計	12	6	1	1	0	19	0
議会	5	0.7%	請求	3	2	0	0	0	5	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	3	2	0	0	0	5	0
公立大	1	0.1%	請求	0	1	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	0	1	0
合計	727	100%	請求	374	125	22	16	8	529	10
			申出	160	27	8	7	3	198	0
			計	534	152	30	23	11	727	10

### 3 請求者の内訳

平成29年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 平成29年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	144	27.2%	4	2.0%	148	20.4%
市内に事務所等を有する者	372	70.3%	4	2.0%	376	51.7%
市内の事務所等に勤務する者	8	1.5%	0	0.0%	8	1.1%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	5	1.0%	0	0.0%	5	0.7%
その他の申出	0	0.0%	190	96.0%	190	26.1%
合計	529	100%	198	100.0%	727	100.0%

### 4 非公開理由の適用

#### 状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。(公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開となった174件の内訳)

表4 平成29年度 非公開理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	0	0.0%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	61	35.0%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	33	19.0%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	1	0.6%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	6	3.4%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	56	32.2%
条例第7条第7号 国等協力関係情報/国等との協力関係に関する情報	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	1	0.6%
不存在(一部不存在含む)	16	9.2%
合計	174	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

## 5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、審査請求を行うことができます。

平成29年度においては、審査請求が1件ありました。

表5 平成29年度 審査請求の状況

区分	提起 年月日	対象文書	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
審査請求	平成29年 5月22日	・平成28年7月から11 月までの事故について の生徒へのアンケート	教育委 員会	平成29年7月10日
				平成29年11月24日 実施期間が一部を非公開（部分公開）とした決定は妥当である。

## 6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。





## Ⅲ 個人情報保護制度の概要

### 1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

### 2 個人情報保護制度の概要

#### (1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

#### (2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

### (3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

### (4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

### (5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

### (6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

### (7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

### (8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

#### (9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

#### (10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

#### (11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

#### (12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人

情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

**(13) 個人情報保護審査会**

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければなりません。

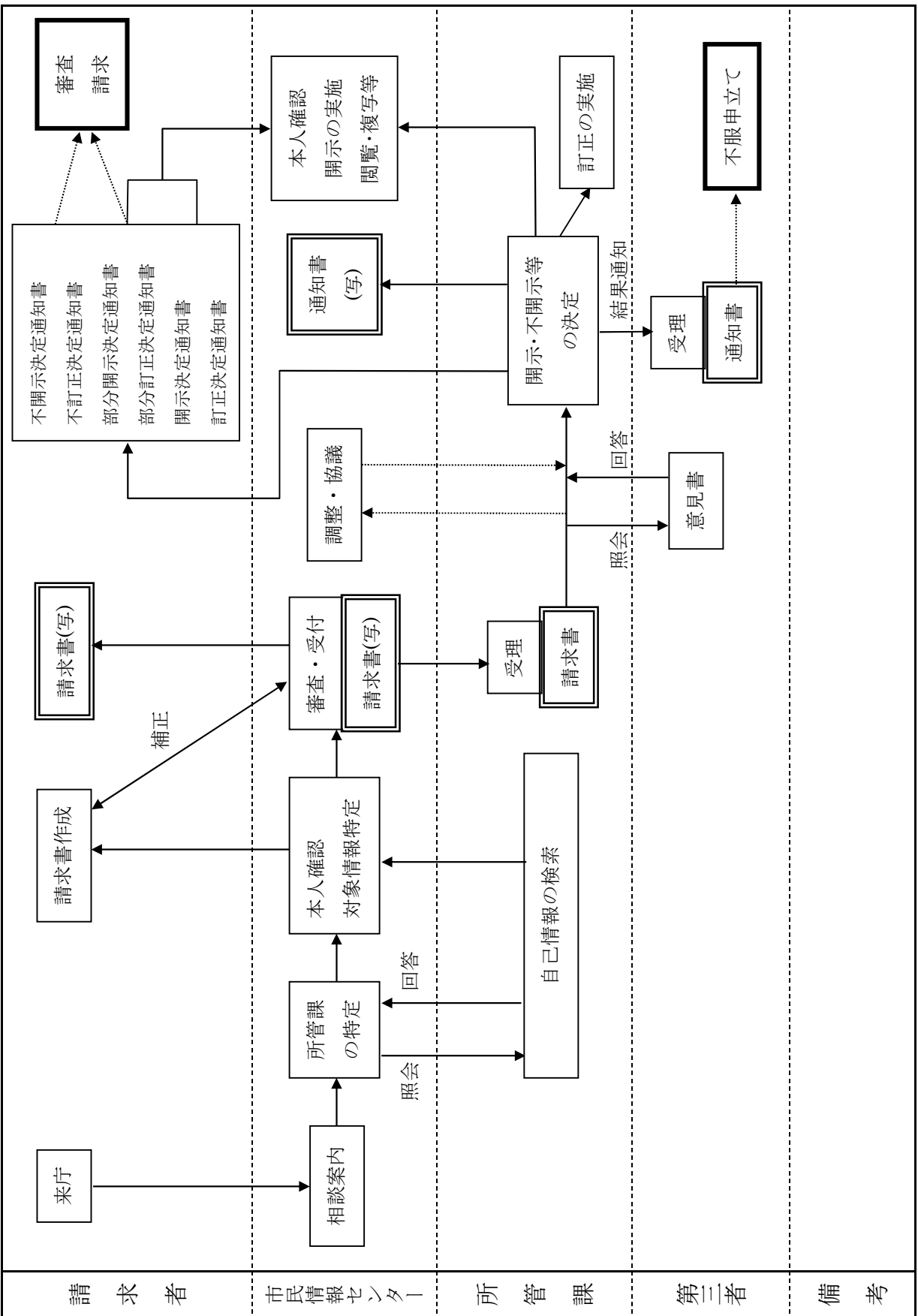
イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

**(14) 事業者が保有する個人情報の保護**

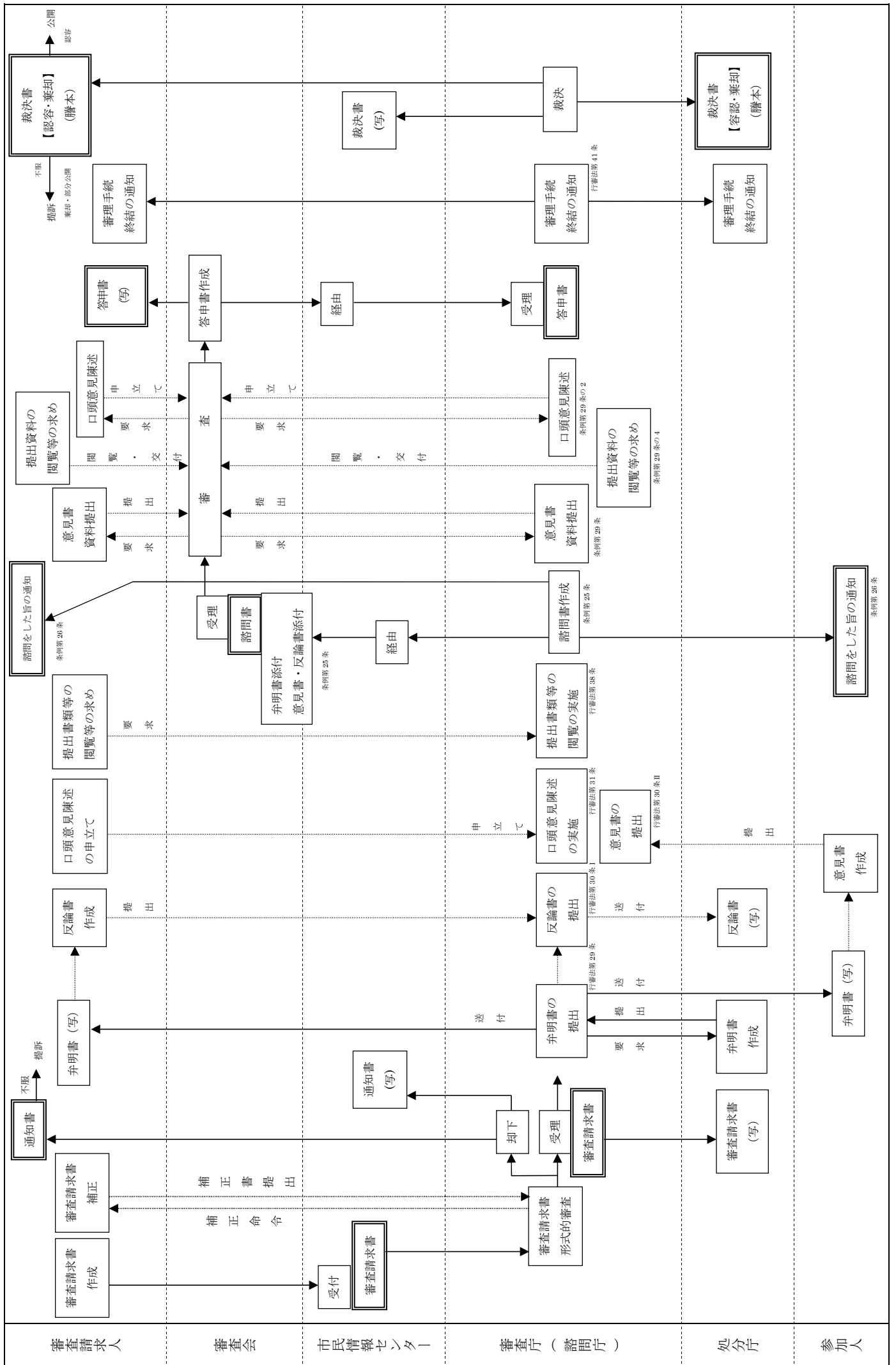
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

### 3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 審査請求に関する事務の流れ (個人情報開示)



## 5 個人情報保護制度導入までの経過

### (1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

### (2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成29年 6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの）

## IV 個人情報保護制度の運用状況

### 1 開示請求の件数及びその処理状況

平成29年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。  
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 平成29年度 公開請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
64	26	16	21	17	1

### 2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成29年度における実施機関別の請求件数は、次のとおりです。

表2 平成29年度 実施機関別請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	62	96.8%	26	14	21	17	1	62	4
教育委員会	2	3.2%	0	2	0	0	0	2	1
合計	64	100%	26	16	21	17	1	64	5



### 3 不開示理由の適用状況

不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。（開示請求のうち部分開示及び不開示となった37件の内訳）

表3 平成29年度 不開示理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	0	0%
条例第15条第2号 評価等情報／評価、診断、判定、選考等に関する情報	4	10.8%
条例第15条第3号 事務事業執行情報／事務事業に関する情報	0	0%
条例第15条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	0	0%
条例第15条第5号 国等協力関係情報／国等との協力関係に関する情報	0	0%
条例第15条第6号 第三者情報／第三者に関する情報	12	32.5%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報／未成年者等の保護に関する情報	0	0%
不存在（一部不存在含む）	17	45.9%
条例第13条第2項第2号に該当しない請求者からの請求	4	10.8%
合計	37	100%

### 4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

平成29年度においては、審査請求はありませんでした。

## 5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表4 平成29年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	0	0	0
	総務部	0	0	0
	税務部	0	0	0
	地域振興部	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	環境部	0	0	0
	福祉部	0	0	0
	健康管理部	0	0	0
	農政部	0	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	0	0	0
	都市整備部	0	0	0
	会計課	0	0	0
		教育委員会	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0
	公平委員会	0	0	0
	監査委員	0	0	0
	農業委員会	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0
	消防長	0	0	0
	議会	0	0	0
	公立大	0	0	0
合計		0	0	0

# V 資料

## 1 情報公開請求申出の内容と処理状況(平成29年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/3	請求	・東部7号街区公園便所新築工事 ・南原2号街区公園便所新築工事 ・加納公園トイレ新築工事のうち建築主体工事 ・上水流街区公園東屋改築工事 上記4件の金入設計書		4/11	公開		公園緑地課
2	4/3	請求	・宮崎市立宮崎東中学校南校舎2階便所改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬北小学校バリアフリー改修工事 ・宮崎市立住吉南小学校バリアフリー改修工事 上記2件の金入設計書		4/14	公開		学校施設課
3	4/3	請求	平成28年度601-1037号天神領外1地区(田・水路・道路)災害復旧工事の金入額設計書		4/5	部分公開	第7条第3号	農村整備課
4	4/3	請求	平成28年度林道一里山(支)線災害復旧工事実施設計書(当初)		4/14	公開		森林水産課
5	4/3	請求	第426号道路災害復旧工事の金入設計書		4/5	公開		道路維持課
6	4/3	請求	準用河川前溝川河川改修工事(その2)当初設計書(金額入り)		4/6	公開		土木課
7	4/3	請求	宮崎市内で平成29年3月1日から平成29年3月31日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		4/13	公開		保健衛生課
8	4/3	請求	平成29年3月2日から4月1日までに宮崎市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設を新規取得した施設一覧のうち次の事項(ただし、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、短期営業、臨時営業を除く。) 施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号(携帯電話を除く)、初期許可年月日。法人の場合はさらに、法人代表者名、申請者電話番号(携帯電話を除く)、申請者住所。		4/11	公開		保健衛生課
9	4/3	請求	平成28年度大淀川市民緑地外3公園指定管理業務に係る年度協定書、基本協定書、業務仕様書		4/17	部分公開	第7条第3号	公園緑地課
10	4/3	請求	平成28年度宮崎市民文化ホール小ホール調光盤更新工事の金入設計書(図面を除く)		4/7	公開		文化・市民活動課
11	4/3	請求	平成28年度東部第二土地区画整理事業電線共同溝整備工事(4工区)の金入設計書		4/10	公開		区画整理課
12	4/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食営業(平成29年2月1日～平成29年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く) 【内容】施設名称・施設所在地・施設電話番号(携帯番号除く)・申請者氏名・初期許可年月日・種目		4/14	公開		保健衛生課
13	4/4	請求	平成29年度上下水道局工業薬品応札一覧 24～26ポリ硫酸第二鉄 29～30消泡剤		4/17	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
14	4/5	申出	宮崎市内で平成29年3月1日～3月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。 (仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く。)		4/18	公開		保健衛生課
15	4/5	請求	平成28年度4月～3月 落札率(統計)		4/11	公開		契約課
16	4/7	請求	宮崎市内において平成29年1月1日から平成29年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ①種目、②施設名称、③施設所在地、④申請者氏名、⑤施設電話番号 但し、携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く。		4/21	公開		保健衛生課
17	4/7	請求	宮崎市内において平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名、⑤営業所の電話番号		4/21	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
18	4/7	申出	平成29年3月1日～3月31日までに宮崎市内で新規開設の美容所の施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		4/20	公開		保健衛生課
19	4/7	申出	平成29年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯番号は除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業などを除く）		4/20	公開		保健衛生課
20	4/10	申出	宮崎市の、平成29年1月1日現在の、地番・筆界（できれば字界・字名・家屋も）を示す地図情報（図面）で最新のもの			取り下げ		資産税課
21	4/11	請求	・平成28年度東部第二土地区画整理事業稗原通線交差点照明設置工事（3工区） ・平成28年度東部第二土地区画整理事業稗原通線交差点照明設置工事（4工区） ・平成28年度東部第二土地区画整理事業稗原通線交差点照明設置工事（6工区） 上記3件分の金入設計書		4/14	公開		区画整理課
22	4/11	申出	建築計画概要書 平成29年1月1日～直近のものまで		4/14	公開		建築指導課
23	4/11	申出	建築計画概要書 ・SHC-H451014号 平成29年2月27日付 ・宮崎市第458号 平成29年3月23日付 ・宮崎市第462号 平成29年3月29日付		4/14	公開		建築指導課
24	4/11	請求	宮崎市営住宅小牧台団地53-1棟 外電気幹線改修工事の金入設計書		4/18	公開		住宅課
25	4/11	請求	平成29年4月11日現在の市内の高度管理医療機器等販売業貸与業及び、高度管理医療機器等販売業の許可施設一覧 ①事業所名、②住所（営業所所在地）、③有効期間（許可開始日と許可満了日）、④許可番号		4/20	公開		保健医療課
26	4/13	請求	大淀川市民緑地外3公園指定管理業務委託における大淀川市民緑地週報（様式）		4/17	公開		公園緑地課
27	4/13	請求	宮崎科学技術館に係る清掃業務及び空調保守点検業務の委託会社の所在地、代表者名、電話番号及び仕様書		4/21	不存在	不存在（一部不存在含む）	生涯学習課
28	4/13	請求	宮崎科学技術館に係る清掃業務及び空調保守点検業務の委託会社の名称		4/21	公開		生涯学習課
29	4/13	請求	平成29年4月1日現在で、宮崎市庁舎管理課が契約している清掃業務委託並びに空調機保守点検業務委託の業務名及び委託会社の名称・所在地・代表者名・電話番号		4/19	公開		庁舎管理課
30	4/13	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市希望ヶ丘3丁目□□□ 株式会社○○		4/17	不存在	不存在（一部不存在含む）	市民税課
31	4/14	請求	宮崎市現況図（DM化）空中写真 写真番号：C5A-20（平成14年11月24日～12月2日撮影）		4/24	公開		都市計画課
32	4/14	申出	平成8年度宮崎市全域カラー空中写真 写真番号：C5B-14（平成8年9月14日撮影）		4/24	公開		都市計画課
33	4/14	請求	平成23年度安心子ども基金特別対策事業補助金事業実績報告書		4/27	部分公開	第7条第3号	保育幼稚園課
34	4/14	請求	平成28年7月14日開催の「ミニレポートピア宮崎運営協議会」の会議議事録		4/20	部分公開	第7条第2号	企画政策課
35	4/14	請求	平成28年度ミニレポートピア宮崎場外舟券売上状況一覧		4/20	公開		地域コミュニティ課
36	4/14	請求	宮崎市上下水道局料金センター等業務提案書		4/28	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	料金課
37	4/14	請求	宮崎市配水管修繕等業務委託の金入設計書		4/28	公開		配水管理課
38	4/14	請求	公募型プロポーザル方式による宮崎市配水管修繕等業務委託に伴う業務提案書			取り下げ		配水管理課
39	4/17	請求	株式会社○○○の ・処分業許可申請書類の一部（事業計画書及び処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類） ・事前協議の際に提出された同意書		4/28	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	廃棄物対策課
40	4/18	請求	宮崎市内の調剤薬局の許可番号、薬局名、所在地、薬局電話番号、開設者、許可開始日及び終了日（平成29年4月18日現在）		4/27	公開		保健医療課
41	4/19	請求	吉野公園墓地の組合設立の相談に関する文書		5/2	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
42	4/19	請求	宮崎駅東通線（西中工区）電線共同溝整備工事（5工区）の金入設計書（当初設計書）		4/20	公開		市街地整備課
43	4/20	請求	平成29年1月17日付農地法第5条第1項の規定による許可申請書（譲受人：株式会社○○○ 譲渡人：●●●●）			取り下げ		農業委員会事務局
44	4/21	請求	平成28年度東部第二土地区画整理事業稗原通線交差点証明設置工事（3工区）の金入設計書		4/24	公開		区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
45	4/21	請求	平成28年度東部第二土地区画整理事業神原通線交差点証明設置工事（6工区）の金入設計書		4/24	公開		区画整理課
46	4/21	請求	平成28年度公設型浄化槽設置工事施工業者及び設置浄化槽メーカー		4/24	公開		廃棄物対策課
47	4/21	請求	平成29年4月1日で、宮崎市庁舎管理課が契約している業務名及び委託会社の名称、所在地、代表者名、電話番号		4/25	公開		庁舎管理課
48	4/25	申出	建築計画概要書 平成29年1月1日～直近のものまで		4/27	公開		建築指導課
49	4/26	請求	平成18年度宮崎市全域カラー空中写真 写真番号：C5B-10（平成18年8月21日～12月1日撮影）		5/2	公開		都市計画課
50	4/26	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち外溝工事（第1回変更）の金入設計書		5/8	公開		庁舎管理課
51	4/27	請求	よってンプラザ運営（D○まんなかモール委員会委託）に関する概要ならびに委託業務費内訳表（設計書）		5/10	公開		商業労政課
52	4/27	請求	平成25年～平成28年に宮崎市上下水道局下水道施設課で入札が執行された宮崎処理場外造園管理業務委託の入札結果内容 ・入札日、落札業者、落札金額（税抜）、指名業者、契約期間、税抜予定価格、最低制限価格、業務を行う場所		5/9	部分公開	第7条第3号 第7条第6号	下水道施設課
53	4/28	申出	危険物施設（屋外タンク貯蔵所）一覧表 （事業所名、所在地、危険物品名、タンクの容量）		5/24	公開		予防課
54	5/1	請求	平成29年度の市広報みやざき及び宮崎市ホームページ広告枠売買の入札に係る「入札・開札調書」		5/15	部分公開	第7条第6号	秘書課
55	5/1	請求	平成29年4月2日から5月1日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設を新規取得した施設一覧のうち、次の事項（ただし、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、短期営業、臨時営業を除く。） 施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）、申請者住所。		5/12	公開		保健衛生課
56	5/2	請求	平成29年度北部地区道路舗装維持工事（単価契約）宮崎市高岡町北部一円の金入工事設計書		5/10	公開		高岡・建設課
57	5/2	申出	建築計画概要書 平成29年1月1日～平成29年3月31日に確認されたもの		5/16	公開		建築指導課
58	5/8	申出	無作為に抽出した10校において平成28年度に実施された定期考査のうち、数学科に関する試験問題の3学年分（1, 2, 3年生）		5/24	公開		学校教育課
59	5/8	申出	平成29年4月1日～4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての資料一覧表（自動販売機、露天営業、自動車営業、臨時営業などを除く）		5/17	公開		保健衛生課
60	5/8	申出	平成29年4月1日～4月30日に宮崎市内で新規開設の美容所の施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		5/17	公開		保健衛生課
61	5/8	申出	宮崎市内で平成29年4月1日～4月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話番号を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く）		5/12	公開		保健衛生課
62	5/8	請求	宮崎市内で平成29年4月1日から平成29年4月30日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人のみ）、開設者名または法人名、代表者名		5/17	公開		保健衛生課
63	5/9	請求	平成29年度南部地区道路舗装維持修繕工事（単価契約4月～9月）		5/16	公開		道路維持課
64	5/9	請求	道路舗装・堀削・復旧工事（単価契約4月～9月）		5/22	公開		配水管理課
65	5/9	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち外溝工事 金入設計書		5/16	公開		庁舎管理課
66	5/9	申出	建築計画概要書 平成29年1月1日～直近のものまで		5/11	公開		建築指導課
67	5/10	申出	平成29年2月1日から平成29年4月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		5/30	部分公開	第7条第2号	区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
68	5/11	請求	宮崎市立大塚小学校西校舎火災復旧工事のうち建築主体工事の金入設計書		5/15	公開		学校施設課
69	5/11	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち屋根付広場建築主体工事の設計書		5/24	公開		保健衛生課
70	5/11	請求	宮崎市消防団大淀分団第4部車庫新築工事 宮崎市櫛1部消防団車庫新築工事 金額入りの設計書		5/24	公開		総務課
71	5/11	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区)金入り実施設計書(第1回変更)		5/12	公開		市街地整備課
72	5/11	請求	・平成29年度大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・平成29年度橘公園芝生管理業務委託 ・平成29年度蓮ヶ池史跡公園管理業務委託 ・平成29年度都市公園等管理業務委託(平原公園外) 上記4件の金入設計書		5/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
73	5/11	請求	・橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 ・清武通線外3線草花植栽管理業務委託 上記2件の金入設計書		5/24	部分公開	第7条第6号	景観課
74	5/11	請求	平成29年度大塚台1号線外39線街路樹維持管理業務委託の金入設計書		5/18	部分公開	第7条第6号	道路維持課
75	5/17	請求	平成28年度中村雨水幹線布設外工事(7工区)の当初金入設計書		5/24	公開		区画整理課
76	5/17	請求	平成29年4月18日入札に伴う開札調書(宮崎市環境保全課)有害大気汚染物質モニタリング業務委託		5/29	部分公開	第7条第6号	環境保全課
77	5/17	申出	平成29年1月1日から平成29年4月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		5/30	部分公開	第7条第2号	区画整理課
78	5/18	請求	宮崎市内で平成1年1月1日から平成29年5月17日までに新規確認を受けた出張理容所と出張美容所			取り下げ		保健衛生課
79	5/18	請求	中央東地域事務所に関する委託業務費		5/31	不存在	不存在(一部不存在含む)	地域コミュニティ課
80	5/18	請求	中央東地域事務所会議スペース利用簿		5/31	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
81	5/18	請求	・地域自治区、地域事務所等の変遷 ・宮崎市地域自治区事務所の会議室の使用に関する要綱 ・中央東地域事務所会議スペースの利用に関する規程 ・中央東地域事務所平面図		5/31	公開		地域コミュニティ課
82	5/18	請求	①みやざきアートセンターの設置目的及び利用人数(平成25~27年度) ②同センターのプレイルーム・キッズルーム、交流サロン及びライブラリーの利用内容及び利用人数(平成25~27年度) ③同センターに係る宮崎市の平成28年度指定管理料(委託料)		6/1	公開		文化・市民活動課
83	5/19	申出	建築計画概要書 平成28年10月1日~平成29年3月31日に確認されたもの		5/24	公開		建築指導課
84	5/19	請求	平成28年度に●●●氏が宮崎市に提出した工事施工承認申請書およびこれに添付した設計図、平成28年度に宮崎市が●●●氏に交付した工事施工承認証		5/30	非公開	第9条	生活安全課
85	5/22	請求	職員の所属氏名及びサービスの宣誓書		5/26	公開		学校教育課
86	5/22	申出	・県道宮崎島之内線配水管布設替工事(その1) ・東部第二土地区画整理(補)配水管布設工事(その1) 上記2件の金入設計書		5/29	公開		水道整備課
87	5/22	申出	・宮崎霊園線配水管布設替工事の金入設計書		5/24	公開		配水管理課
88	5/22	申出	・第一尾平橋架替工事に伴う仮設配水管布設工事の金入設計書		5/31	公開		営業所工務課
89	5/22	申出	宮崎市橋通西3丁目□□□に所在する「○○○」の 営業者名、営業者住所、営業者連絡先		6/1	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
90	5/22	申出	宮崎市橋通西3丁目□□□に所在する「○○○」の 営業者名、営業者住所、営業者連絡先		6/1	不存在	不存在(一部不存在含む)	保健衛生課
91	5/23	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日~直近のものまで		5/25	公開		建築指導課
92	5/23	申出	建築計画概要書 宮崎市第40号平成29年4月28日付 宮崎市第45号平成29年5月1日付 ERI第17011900号平成29年4月14日付		5/25	公開		建築指導課
93	5/23	請求	平成29年2月20日付けの○○○社の社長と生活安全課職員の話対談記録		5/30	非公開	第7条第3号	生活安全課
94	5/24	申出	第一種動物取扱業者登録簿(申出日時点のもの)		6/6	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
95	5/24	請求	PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書リスト最新版		5/31	公開		廃棄物対策課
96	5/25	請求	・富吉跡江線道路改良工事(10工区)但し橋梁補修工 ・準用河川産母川河川改修工事(その1) ・大島町排水路整備工事(3工区) 上記3件の金額入実施設計書(当初設計書)		5/26	公開		土木課
97	5/25	請求	宮崎駅東通線(西中工区)電線共同溝整備工事(5工区)の金入設計書(当初設計書)		5/26	公開		市街地整備課
98	5/25	請求	・平成28年度年公園等管理業務委託(天神山公園外) ・平成29年度年公園等管理業務委託(天神山公園外) 上記2件の金入設計書		6/5	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
99	5/26	請求	大淀川以南雨水幹線等年間維持業務委託金入設計書		5/26	部分公開	第7条第6号	土木課
100	5/29	申出	平成29年1月1日から平成29年3月31日までに飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④申請者氏名(又は法人名及び代表者名)⑤申請者住所(法人のみ)⑥申請者電話番号(法人のみ)⑦初回許可年月日 但し携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く。		6/6	公開		保健衛生課
101	5/29	請求	平成29年5月29日時点で宮崎市内で出張理容、出張美容を行っている施設の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		6/12	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
102	5/29	請求	笹原大島3号線外1線配水管布設替工事(その1)の金入設計書		6/1	公開		水道整備課
103	5/30	申出	・笹原大島3号線外1線配水管布設替工事(その1) ・笹原大島3号線外1線配水管布設替工事(その2) ・松小路土地区画整理(補)配水管布設工事(その1) ・中原大明神原線配水管敷設替工事 ・井倉尾平線配水管布設替工事 上記5件の金入設計書		6/13	公開		水道整備課
104	5/30	請求	錦町通線外2線草花植栽管理業務委託の金入設計書		6/1	部分公開	第7条第6号	景観課
105	5/30	請求	東部7号街区公園整備工事の金入設計書		6/2	公開		公園緑地課
106	5/30	請求	・平成29年度小松台南27号線外19線草刈業務委託 ・平成29年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託 上記2件の金入設計書		6/8	部分公開	第7条第6号	道路維持課
107	5/31	請求	宮崎市立東大宮中学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事の金入設計書		6/6	公開		学校施設課
108	5/31	請求	別添図面で赤色で困った部分の市道について平成29年5月31日時点で道路占用許可を受けている許可物件について許可に係る申請書及び添付書類、許可証添付の許可条件書		6/14	部分公開	第7条第2号	用地管理課
109	5/31	請求	平成〇年〇月〇日に自死した生徒の出席日数が記録されている指導要録または出席簿		6/8	非公開	第7条第2号	学校教育課
110	5/31	請求	平成〇年〇月〇日に自死した生徒の出席日数が記録されている指導要録または出席簿		6/8	非公開	第7条第2号	学校教育課
111	5/31	請求	平成〇年〇月〇日に宮崎山下北方町で発生した救急事案		6/8	部分公開	第7条第2号	北消防署
112	6/1	請求	平成29年度下北方松橋線外30線草刈業務委託の金入設計書		6/8	部分公開	第7条第6号	道路維持課
113	6/1	申出	平成8年山崎川河川改修工事に関する売買関係資料(契約書、測量図他)			取り下げ		土木課
114	6/1	請求	宮崎市内で平成29年5月1日から平成29年5月31日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		6/12	公開		保健衛生課
115	6/2	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(平成29年4月1日~5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く) 【内容】施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		6/7	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
116	6/2	請求	平成29年5月1日～6月1日までに宮崎市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得した施設一覧のうち次の事項（ただし、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、短期営業、臨時営業を除く。）施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）、申請者住所。		6/12	公開		保健衛生課
117	6/5	申出	平成29年5月1日～5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯番号を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表、（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く）		6/15	公開		保健衛生課
118	6/5	申出	平成29年5月1日～5月31日までに宮崎市内で新規確認を受けた美容所一覧表。（施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名）		6/15	公開		保健衛生課
119	6/5	申出	宮崎市全域の字界・字名・家屋を含む「地番」及び「筆界」を示す最新の地図（図面）情報（平成29年1月1日現在）		6/15	公開		資産税課
120	6/5	申出	宮崎市内で平成29年5月1日～5月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話番号を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く）		6/14	公開		保健衛生課
121	6/6	請求	・中村学校通線配水管布設替工事 ・杵木橋地区送水管布設工事 ・浦之名地区送配水管布設替工事 上記3件の金入設計書（当初及び変更）		6/14	公開		水道整備課
122	6/6	請求	平成27年2月22日に開かれた調整会議で部長級以上の職員に配られた報告書類一式		6/19	公開		総務法制課
123	6/8	請求	・産業廃棄物最終処分場浸透水等分析測定業務 ・たらのき台汚水処理場環境化学分析測定業務 ・衛生処理センター環境化学分析測定業務 ・佐土原クリーンパーク環境化学分析測定業務 ・田野町後山不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・高岡町最終処分場環境化学分析測定業務 ・佐土原町埋立処理場環境化学分析測定業務 上記7件の入札・開札調書		6/15	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
124	6/8	請求	・平成29年度佐土原浄化センター水質分析等業務委託の入札開札調書 ・平成29年度田野浄化センター水質分析等業務委託の入札開札調書 ・平成29年度大瀬町・倉岡地区農業集落排水処理施設放流水水質測定業務（クリプトスポリジウム測定）の見積合わせの見積調書 ・平成29年度高浜地区農業集落排水処理施設放流水水質測定業務（クリプトスポリジウム測定）の見積合わせの見積調書		6/21	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
125	6/8	請求	平成29年度生目的野線外20線草刈業務委託の金入設計書		6/20	部分公開	第7条第6号	道路維持課
126	6/8	請求	・平成29年度西部地区都市公園等維持修繕工事（単価契約） ・平成29年度都市公園等管理業務委託（木花公園外） 上記2件の金入設計書		6/21	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
127	6/8	請求	平成29年3月14日に入札のあった宮崎公立大学植栽管理業務委託に係る実施設計書		6/21	部分公開	第7条第6号	企画総務課
128	6/9	請求	県道城ヶ崎清武線配水管布設替工事（但し推進工）における工事設計書		6/20	公開		水道整備課
129	6/9	請求	平成29年2月22日の調整会議資料と議事録		6/23	公開		人事課
130	6/9	請求	平成29年2月22日の調整会議資料と議事録		6/19	公開		庁舎管理課
131	6/9	請求	平成29年2月22日の調整会議資料のうち、一般質問の対応、発言残時間表示新旧写真、決算審査特別委員会審議日程（現行）、（変更案1）及び（変更案2）		6/23	公開		総務法制課
132	6/9	請求	平成29年2月22日の調整会議資料と議事録のうち、「平成28年度2月（第21回）調整会議次第」、「ニュースレターTOKYO! Vol. 4」と「平成28年度第21回調整会議の概要」について		6/12	公開		企画政策課
133	6/9	請求	平成29年5月20日から6月8日までのエム報告に関するメモ、資料（庁舎問題に関する）		6/22	部分公開	第7条第2号	庁舎管理課



No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
134	6/9	請求	平成29年1月1日から6月7日までの庁舎問題に関するワーキングチーム、自主研究グループに関するメモ、資料		6/22	部分公開	第7条第5号	庁舎管理課
135	6/12	申出	平成29年度第1回定例会（3月）議案39・40号の議案書と位置図。及び認定路線に対する認定、区域決定、供用告示。		6/16	公開		道路維持課
136	6/13	請求	高岡汚水準幹線（29-2工区）下水道管布設工事の金入設計書		6/14	公開		下水道整備課
137	6/13	請求	①みやざきアートセンターの指定管理者名（平成24年度～28年度） ②みやざきアートセンターに係る市の指定管理料（平成24年度～28年度）		6/29	公開		文化・市民活動課
138	6/13	請求	宮崎市内において、食品衛生法に基づく乳類販売業の営業許可を取得している施設一覧のうち、次の事項。施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者名、種目、初期許可年月日、終了年月日。法人の場合はさらに、法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話除く）、申請者住所。		6/22	公開		保健衛生課
139	6/13	請求	〇〇〇（宮崎市加江田口〇〇）にかかる、直近の温泉利用許可申請書、温泉利用許可申請所等記載事項変更届、温泉利用廃止届に変わる書類（台帳抹消理由）、並びに温泉地保全対策事業調査業務報告書、温泉分析書（申請書等の添付書類は除く）		6/23	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
140	6/13	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		6/21	公開		建築指導課
141	6/13	申出	建築計画概要書 宮崎市第65号平成29年5月22日付		6/21	公開		建築指導課
142	6/13	申出	平成29年1月1日～6月13日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名（及び代表者名）についての一覧		6/16	公開		保健衛生課
143	6/13	申出	平成29年1月1日から平成29年6月13日までに宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧表（施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者名）		6/23	公開		保健衛生課
144	6/13	申出	平成29年1月1日から平成29年6月13日まで営業許可を所得した飲食店における以下の項目 ・施設名称・施設所在地・施設電話番号（携帯電話を除く） ・申請者氏名（及び代表者名）についての一覧表		6/23	公開		保健衛生課
145	6/15	請求	下水道管路施設耐震化工事（28-9）実施設計書		6/21	公開		下水道整備課
146	6/15	請求	宮崎市本庁舎北面・塔屋外壁改修工事の金入設計書		6/22	公開		庁舎管理課
147	6/15	請求	宮崎市内の下記の内容について（平成29年6月15日現在） ①薬局の開設許可施設②薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可施設③医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設④毒物劇物一般販売業の登録施設⑤高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可施設		6/26	公開		保健医療課
148	6/16	請求	高岡汚水準幹線（29-1工区）下水道管布設工事の金入り当初設計書		6/21	公開		下水道整備課
149	6/19	請求	平成29年度工番（浄委）第13号 水質検査業務委託（農薬類）入札・開札調査		6/23	部分公開	第7条第6号	浄水課
150	6/19	請求	県道城ヶ崎清武線配水管布設替工事（但し推進工）の当初金入設計書		6/23	公開		水道整備課
151	6/19	請求	宮崎駅東通線（西中工区）電線共同溝整備工事に上記工事の金入設計書（当初設計書）の写し		6/21	公開		市街地整備課
152	6/19	請求	清武汚水準幹線（29-6工区）下水道管布設工事の金入設計書		6/30	公開		下水道整備課
153	6/19	申出	建築計画概要書 平成29年1月1日～平成29年6月30日に確認されたもの		6/27	公開		建築指導課
154	6/19	申出	・清武汚水準幹線（29-1工区）下水道管布設工事 ・高岡汚水準幹線（29-1工区）下水道管布設工事 ・下水道管路施設耐震化工事（29-1） 上記3件の金入設計書		6/26	公開		下水道整備課
155	6/19	申出	宮崎市立西池小学校校舎増築工事のうち既設建設解体工事の金入設計書		6/29	公開		学校施設課
156	6/19	申出	・浦之名低地区配水池解体及び仮橋撤去工事 ・笹原大島3号線外1線配水管布設替工事（その1） ・雁ヶ峰中尾1号線外2線配水管布設替工事 ・県道宮崎島之内線配水管布設替工事（その2） 上記4件分の金入設計書		6/27	公開		水道整備課
157	6/19	申出	宮崎市営住宅北原団地解体工事（2期工区）の金入設計書		6/26	公開		住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
158	6/19	申出	大島線道路改良工事（2工区）但し橋梁上部工の金入り実施設計書（当初）		6/19	公開		土木課
159	6/19	請求	宮崎市中央卸売市場内の建物の名称を記載した配置図及び建物内の事業者の名称を記載した配置図		6/26	公開		市場課
160	6/19	請求	県道城ヶ崎清武線配水管布設替工事（但し推進工）の金入設計書		6/23	公開		水道整備課
161	6/20	請求	宮崎市立宮崎東中学校南校舎1階便所改修工事のうち建築主体工事の金入設計書		6/29	公開		学校施設課
162	6/20	申出	・富吉浄水場中央監視制御設備更新工事（平成27年）の金入設計書及び入札・開札調書 ・富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事（平成27年度）の金入設計書及び入札・開札調書		6/30	公開		浄水課
163	6/20	請求	・庁舎問題に関する自主研究グループの報告書 ・庁舎問題に関するワーキングチームにおいて上記報告書を検討した際の会議の議事録		6/26	部分公開	第7条第5号	庁舎管理課
164	6/20	請求	清武汚水準幹線（29-6工区）下水道管布設工事の金入設計書		6/30	公開		下水道整備課
165	6/21	請求	宮崎市本庁舎北面・塔屋外壁改修工事と宮崎市本庁舎南面・西面外壁改修工事の金入設計書		6/23	公開		庁舎管理課
166	6/21	請求	平成29年6月7日入札 宮崎市立大淀小学校外14校フェニックス虫害防除管理業務委託の金入設計書		6/29	部分公開	第7条第6号	学校施設課
167	6/21	申出	大島線道路改良工事（2工区）但し橋梁上部工の金入り実施設計書（当初）		6/21	公開		土木課
168	6/22	申出	上井倉5号線配水管敷設替工事 上記の金入設計書		6/29	公開		営業所工務課
169	6/22	申出	・和石西1号線配水管布設替工事 ・県道宮崎島ノ内線配水管布設替工事（その2） ・雁ヶ峰中尾1号線外2線配水管布設替工事 ・南原土地区画整理（負）配水管布設工事（その1） ・大塚山ノ城線配水管布設替工事 上記5件の金入設計書		7/3	公開		水道整備課
170	6/22	請求	境界立会申請書「宮崎市松山1丁目□□□（平成□年□月□日立会）」 境界立会申請書「宮崎市松山1丁目□□□（平成□年□月□日立会）」		6/23	部分公開	第7条第2号	用地管理課
171	6/23	申出	平成28年度（平成27年度保管状況分）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書にかかる事業場別集計表		7/4	公開		廃棄物対策課
172	6/23	請求	・平成28年度ミニポートピア宮崎場外券売上状況一覧 ・サテライト宮崎場外券売上状況一覧（H15～H18） ・サテライト宮崎場外券売上状況一覧（H21～H28） ・オートレース宮崎売上状況一覧（H27～H28）		7/5	公開		地域コミュニティ課
173	6/23	請求	・野島・小内海林道事業測量設計業務委託（その2）契約書 ・平成10年度林道事業測量設計報告書		7/5	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	森林水産課
174	6/23	請求	広沢ダム ・ダム必要水量計算書 ・FPの容量計算書 ・発電関係（タービンのパフォーマンスカーブ）		7/6	不存在	不存在（一部不存在含む）	農村整備課
175	6/23	請求	・国営大淀川左岸土地改良事業変更計画書（農業用排水） ・広沢ダム水利使用規則 ・広沢ダム管理月報（平成16年～平成28年）		7/6	公開		農村整備課
176	6/26	請求	・清武汚水準幹線（29-1工区）下水道管布設工事 ・清武汚水準幹線（29-5工区）下水道管布設工事 上記2件の金入設計書		7/3	公開		下水道整備課
177	6/26	申出	宮崎市消防局が所有する防火対象物【消防法施行令別表第一の（一）～（二十）】のデータで、「棟所在地」、「棟名称」、「用途」、「建築面積」、「延べ面積」、「高さ」、「階数（地上・地下）」、「使用開始日」を含む一覧表		7/3	公開		予防課
178	6/26	請求	庁舎問題自主研究グループ（報告書）		6/28	公開		庁舎管理課
179	6/26	請求	平成29年度宮崎市自治会長（区長）名簿		6/30	非公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
180	6/27	申出	建築計画概要書 SHC-H-51059 平成29年5月9日付 宮崎市第92号 平成29年6月5日付 宮崎市第98号 平成29年6月8日付		6/29	公開		建築指導課
181	6/27	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		6/29	公開		建築指導課
182	6/28	請求	単独調理場空調設備賃貸借 ・宮崎市立小戸小学校給食室空調整備工事 ・宮崎市立大宮小学校給食室空調整備工事 の金額入り内訳明細書		7/10	公開		保健給食課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
183	6/28	請求	大島線道路改良工事(2工区)但し橋梁上部工の金額入り実施設計書(当初)		7/3	公開		土木課
184	6/29	請求	平成29年度大塚台1号線外39線街路樹維持管理業務委託の金入設計書		7/10	部分公開	第7条第6号	道路維持課
185	6/29	請求	平成29年度発注赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託の金入設計書		7/3	部分公開	第7条第6号	文化財課
186	6/29	請求	①宮崎市ホームページに掲載されている別紙の中の項目である、みやざきアートセンターの平成24年度市負担額の1億1,016万円の内訳について ②平成25年度から平成28年度までの上記同市負担額及びその内訳について		7/13	公開		文化・市民活動課
187	6/30	請求	宮崎市内で平成29年6月1日から平成29年6月30日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		7/10	公開		保健衛生課
188	7/3	請求	宮崎市立樟中学校南校舎便所改修工事のうち建築主体工事の金入設計書		7/7	公開		学校施設課
189	7/3	請求	平成29年6月2日～平成29年7月2日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規取得した施設一覧のうち次の事項(ただし、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、短期営業、臨時営業を除く。)施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号(携帯電話を除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号(携帯電話を除く)		7/10	公開		保健衛生課
190	7/5	請求	宮崎市内において平成29年4月1日から平成29年6月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について営業許可を取得したもののうち次の事項①種目②施設名称③施設所在地④申請者氏名⑤施設電話番号 但し、携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く。		7/13	公開		保健衛生課
191	7/5	請求	宮崎市内において平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち次の事項①営業の区分②営業所の屋号③営業所の住所④営業者の氏名⑤営業所の電話番号		7/13	公開		保健衛生課
192	7/5	申出	平成29年6月1日～6月30日までに宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		7/11	公開		保健衛生課
193	7/5	申出	平成29年6月1日～6月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号は除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての資料一覧表(自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く)		7/11	公開		保健衛生課
194	7/6	請求	宮崎市立東大宮小学校高圧受変電設備更新工事の金入設計書		7/10	公開		学校施設課
195	7/6	申出	第40回(平成28年度)宮崎広域都市計画 道路の変更 吉村通線 図書 計画図		7/11	公開		都市計画課
196	7/6	請求	平成29年7月6日現在開設している旅館業営業許可施設に関する次の事項について 施設の名称、施設の所在地、営業者の氏名又は名称、営業者の代表者指名(法人のみ)、営業者の住所(法人のみ)、営業許可年月日、客室数、営業許可種別(ホテル、旅館、簡易宿所、下宿)		7/13	公開		保健衛生課
197	7/6	申出	宮崎市内において平成29年6月1日～6月30日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日(仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く)		7/20	公開		保健衛生課
198	7/7	請求	平成29年度工番(更)第8号 月見ヶ丘地区配水管布設替工事(その3)の金入設計書		7/13	公開		水道整備課
199	7/7	申出	建築計画概要書 S52.12.8 No.2972		7/19	部分公開	第7条第2号	建築指導課
200	7/7	請求	宮崎市高岡町小山田□□□(外1筆)の「伐採及び伐採後の造林の届出書」		7/20	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
201	7/7	請求	宮崎市高岡町小山田□□□(外2筆)の「伐採及び伐採後の造林の届出書」		7/20	不存在	不存在(一部不存在含む)	高岡・農林水産課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
202	7/10	申出	・月見ヶ丘地区配水管布設替工事（その1） ・月見ヶ丘地区配水管布設替工事（その2） ・月見ヶ丘地区配水管布設替工事（その3） ・月見ヶ丘地区配水管布設替工事（その5） 上記4件の金入設計書		7/13	公開		水道整備課
203	7/10	請求	サテライト宮崎協力金推移（H21～H28）		7/12	公開		地域コミュニティ課
204	7/11	請求	平成23年度～平成27年度宮崎市の施設運営負担額の一覧表		7/13	公開		資産経営課
205	7/11	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		7/14	公開		建築指導課
206	7/11	申出	建築計画概要書 宮崎市第112号 平成29年6月21日 計画通知第7号 平成29年6月26日		7/14	公開		建築指導課
207	7/12	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入設計書		7/20	部分公開	第7条第6号	浄水課
208	7/12	請求	・学園通線外12線草刈業務委託 ・大塚台1号線外14線草刈業務委託 ・大塚第4号線外10線草刈業務委託 ・希望ヶ丘2の4号線外18線草刈業務委託 上記4件の金入設計書		7/20	部分公開	第7条第6号	道路維持課
209	7/12	請求	・宮崎市立瓜生野小学校外7校法面草刈業務委託 ・宮崎市立宮崎西小学校外9校法面草刈業務委託 ・宮崎市立大宮中学校外8校の法面草刈業務委託 上記3件の金入設計書		7/14	部分公開	第7条第6号	学校施設課
210	7/12	請求	・宮崎処理場外造園管理業務委託 ・大淀処理場外造園管理業務委託 上記2件の金入設計書		7/20	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
211	7/12	請求	・配水管路用地草刈業務委託 ・二次配水施設除草清掃及び植栽管理業務委託 上記2件の金額入り工事設計書		7/25	部分公開	第7条第6号	配水管理課
212	7/12	請求	国道220号線配水管布設替工事（但し推進工）の金入設計書		7/26	公開		水道整備課
213	7/12	請求	吉村通線（管師工区）道路改良工事（17工区）の金入り実施設計書		7/18	公開		市街地整備課
214	7/13	請求	平成29年5月27日～7月13日までの庁舎問題に関するワーキングチームの議事録、配布資料		7/24	部分公開	第7条第5号	庁舎管理課
215	7/13	請求	清武汚水幹線（29-8工区）下水道管布設工事の金入設計書		7/24	公開		下水道整備課
216	7/14	請求	建設工事（改修工事）金入設計書 宮崎市総合体育館及び中央公民館外部改修工事（1期工事）		7/25	公開		スポーツランド推進課
217	7/18	請求	平成24年度農地・水保全管理支払交付金 水土里ネット吉野さくら会に関する資料		7/31	部分公開	第7条第2号	農村整備課
218	7/18	請求	・清武汚水幹線（29-1工区）下水道管布設工事 ・清武汚水幹線（29-2工区）下水道管布設工事 ・清武汚水幹線（29-4工区）下水道管布設工事 ・清武汚水幹線（29-5工区）下水道管布設工事 ・清武汚水幹線（29-6工区）下水道管布設工事 ・清武汚水幹線（29-8工区）下水道管布設工事 ・木原汚水幹線（29-2工区）下水道管布設工事 ・高岡汚水幹線（29-2工区）下水道管布設工事 ・高岡汚水幹線（29-3工区）下水道管布設工事 上記9件の金入り当初設計書		7/25	公開		下水道整備課
219	7/18	申出	宮崎市内のばい煙発生施設 ①事業所名 ②住所 ③種別 ④排ガス量（乾きでも湿りでも可）		7/21	公開		環境保全課
220	7/18	請求	・大淀処理場外造園管理業務委託 ・宮崎処理場外造園管理業務委託 上記2件の金入設計書		7/26	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
221	7/18	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入設計書		7/27	部分公開	第7条第6号	浄水課
222	7/18	請求	国道220号線配水管布設替工事（但し推進工）の金入設計書		7/26	公開		水道整備課
223	7/20	請求	平成27基準年度版土地評価事務要綱の目次		7/20	公開		資産税課
224	7/21	申出	建築計画概要書 S62.3.5 No.2268		7/25	部分公開	第7条第2号	建築指導課
225	7/21	請求	消防車両配備状況一覧 車両写真		7/28	公開		警防課
226	7/21	請求	宮崎市営住宅小牧台団地53-1棟外電気幹線改修工事金入設計書		7/27	公開		住宅課
227	7/24	請求	清武町第3水源地ポンプ更新工事の金入設計書		7/28	公開		営業所工務課
228	7/24	請求	「大淀処理場用水外機械設備改築工事」の金入設計書		7/28	公開		下水道施設課
229	7/24	請求	宮崎市いっぷくコーナー条例の廃止について（決裁書類）		8/3	公開		長寿支援課
230	7/24	申出	宮崎市いっぷくコーナー開設について		8/3	不存在	不存在（一部不存在含む）	長寿支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
231	7/25	請求	・清武汚水幹線(29-12工区)下水道管布設工事 ・第二池田台下水道管渠充填工事 上記2件の金入設計書		8/4	公開		下水道整備課
232	7/25	請求	平成27年基準年度版土地評価事務要綱の以下の ページ 95-99, 105, 109-115, 119, 130-133		7/25	公開		資産税課
233	7/25	申出	建築計画概要書 宮崎市第128号 平成29年7月6日付		8/1	公開		建築指導課
234	7/25	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		8/1	公開		建築指導課
235	7/26	請求	高岡汚水幹線(29-5工区)下水道管布設工事 上記工事の金入り当初設計書		8/7	公開		下水道整備課
236	7/26	請求	清武汚水幹線(29-7工区)下水道管布設工事 清武汚水幹線(29-10工区)下水道管布設工事 上記2件の金入設計書		8/4	公開		下水道整備課
237	7/27	請求	国道220号線配水管布設替工事(但し推進工)の当 初金入設計書		8/3	公開		水道整備課
238	7/27	請求	木原汚水幹線(29-4工区)下水道管布設工事 上記工事の当初金入設計書		8/3	公開		下水道整備課
239	7/27	請求	清武汚水幹線(29-11工区)下水道管布設工事 上記工事の当初金入設計書		8/9	公開		下水道整備課
240	7/27	請求	清武汚水幹線(29-7工区)下水道管布設工事に 係る当初金入設計書		8/9	公開		下水道整備課
241	7/28	請求	平成29年度 南部1地区都市公園等維持修繕工事 (単価契約)		8/9	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
242	7/31	請求	平成29年度郡司分1期地区農地耕作条件改善事 業用排水路整備工事		8/3	部分公開	第7条第3号	農村整備課
243	7/31	請求	・吉村通線2工区道路改良工事(その8) ・陣の下花切線道路改良工事(1工区) ・陣の下花切線道路改良工事(2工区) ・準用河川産母川河川改修工事(その4) 上記4件の金額入実施設計書(当初)		8/4	公開		土木課
244	7/31	請求	・清武汚水幹線(29-4工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(29-7工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(29-10工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(29-11工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(29-9工区)下水道管布設工事 上記5件の金入設計書		8/10	公開		下水道整備課
245	7/31	申出	宮崎市内で下記の期間に新規届出・廃止届出の あった歯科技工所の名簿一覧 期間 平成28年1月1日～同年12月31日 必要事項 名称・電話番号・郵便番号を含む所在 地・開設者名・開設年月日もしくは廃止年月日		8/7	公開		保健医療課
246	8/1	請求	平成29年7月1日から平成29年7月31日までに新規確 認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人の み)、開設者名または法人名、代表者名		8/10	公開		保健衛生課
247	8/1	請求	宮崎市内で平成29年2月1日から平成29年7月31日ま でに新規確認と廃止届を受けた理美容所の月ごと の数。		8/10	公開		保健衛生課
248	8/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食営業(平成29年6月1日～平成29年7月 31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、 臨時営業及び露店などを除く) 【内容】施設名称・施設所在地・施設電話番号 (携帯番号除く)・申請者氏名・初回許可年月 日・種目		8/14	公開		保健衛生課
249	8/2	請求	下記に該当する農地法第5条の一時転用許可を受け た際の添付書類 ・宮崎市大字長嶺□□□(外5筆)		8/10	公開		農業委員会事務局
250	8/2	請求	準用河川産母川河川改修工事(その4)の金額入実 施設計書(当初)の写し		8/7	公開		土木課
251	8/3	申出	平成29年7月1日～7月31日までに新規で営業許可を 取得した飲食店における以下の項目。 ※施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電 話を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月 日、終了年月日についての一覧表(自動販売機、 仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く)		8/14	公開		保健衛生課
252	8/3	申出	平成29年7月1日～7月31日までに宮崎市内で新規確 認を受けた美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月 日、開設者名		8/14	公開		保健衛生課
253	8/3	請求	清武汚水幹線(29-11工区)下水道管布設工事の 金入設計書		8/15	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
254	8/4	請求	生目の杜運動公園陸上競技場改修工事（排水構造 物工）の金入設計書		8/18	公開		スポーツランド推進課
255	8/4	請求	清武汚水幹線（29-9工区）下水道管布設工事の 金入設計書		8/16	公開		下水道整備課
256	8/4	請求	国道220号線配水管布設替工事（但し推進工） の金入り実施設計書（当初）		8/14	公開		水道整備課
257	8/4	請求	消防車両一覧（車種及びナンバー）		8/16	公開		警防課
258	8/4	請求	「生目の杜運動公園陸上競技場改修工事（排水構 造物工）」の金入設計書		8/18	公開		スポーツランド推進課
259	8/4	申出	宮崎市内において平成29年7月1日～7月31日の間に 新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名 称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除 く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了 年月日（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業 は除く）		8/14	公開		保健衛生課
260	8/7	申出	平成29年5月1日から平成29年7月31日までに申請の あった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則 に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居 表示台帳		8/17	部分公開	第7条第2号	区画整理課
261	8/7	請求	「平成29年宮崎市観光動態調査業務委託」入札結 果（指名を受けた法人名と各社の入札金額） ・入札日時：平成29年7月14日（金）11:00 ・担当課：観光商工部観光戦略課		8/14	公開		観光戦略課
262	8/7	請求	陣の下花刈線道路改良工事（2工区）金入設計書		8/8	公開		土木課
263	8/8	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務 委託の金入設計書		8/14	部分公開	第7条第6号	浄水課
264	8/8	請求	平成29年度都市公園等管理業務委託（垂水公園 外） 平成29年度大淀川市民緑地管理委託業務（桜堤） 上記2件の金入設計書		8/16	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
265	8/9	請求	平成29年度宮崎市民文化ホール大ホール東面外壁 改修工事（金入設計書）		8/23	公開		文化・市民活動課
266	8/9	請求	富吉浄水場ろ過池塗装工事の金入設計書		8/21	公開		浄水課
267	8/9	請求	宮崎市自然休養村センターの管理運営に関する基 本協定書 平成28・29年度事業計画書、宮崎市自然休養村セ ンター平成27・28年度管理運営報告		8/18	公開		森林水産課
268	8/9	請求	平成29年度工番（更）第27号 源藤古城線外1線配水管布設替工事の当初金入設 計書		8/21	公開		水道整備課
269	8/9	請求	平成29年度車両一覧表		8/17	公開		庁舎管理課
270	8/9	請求	元宮崎市議会議員 ○○○氏の履歴書		8/16	部分公開	第7条第2号	総務課
271	8/9	申出	市下において、土壌汚染対策法第3条に基づき有 害物質使用特定施設の廃止時の調査義務が発生し たが、ただし書き規定のいずれかに該当したこと で、同義務が一時的に免除されている工場・事業 場が提出した「土壌汚染対策法第3条第1項ただし 書きの確認申請書」の写し（別紙を除く）		8/22	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	環境保全課
272	8/10	請求	大淀処理場用水電気設備改築工事の金入設計書		8/22	公開		下水道施設課
273	8/10	申出	宮崎市内において平成29年7月31日時点で飲食店営 業許可を取得している施設（臨時営業は除く）の 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電 話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、 開始年月日、終了年月日。法人については申請者 住所、申請者電話番号、代表者氏名。		8/24	公開		保健衛生課
274	8/10	申出	建築計画概要書 宮崎市第167号 平成29年7月28日付		8/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課
275	8/10	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		8/16	公開		建築指導課
276	8/14	申出	平成27年1月1日から平成29年8月8日までに宮崎市 内で新規確認を受けた理美容所の一覧表（施設名 称、施設所在地、電話番号、業種、確認年月日）		8/24	公開		保健衛生課
277	8/14	申出	宮崎市内において平成27年1月1日から平成29年8月 8日までに新規に飲食店営業許可申請のあった施設 （自動車、仮設移動営業、自動販売機を除く）の 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電 話を除く）、種目、申請・届出年月日、開始年月日		8/24	公開		保健衛生課
278	8/14	申出	平成27年1月1日から平成29年8月8日までに宮崎市 内で新設届が出された店舗 業種 柔道整復師（施術所） 内容 店舗名・住所・電話番号・開設日		8/24	公開		保健医療課
279	8/14	申出	市道花ヶ島山崎線の平面図と位置図		8/17	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
280	8/14	申出	市長が平成29年6月21日～30日に送信したメールの本文、タイトル、宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）		8/25	不存在	不存在（一部 不存在含む）	秘書課
281	8/14	請求	国有財産特定図面加江田34・33-1		8/24	公開		用地管理課
282	8/16	請求	平成18年1月1日から平成29年7月31日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規取得及び廃業した施設一覧のうち、次の事項。 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者名、種目、初期許可年月日、開始年月日。法人の場合はさらに法人代表者名。 ただし、携帯電話番号、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、短期営業、臨時営業を除く。		8/24	公開		保健衛生課
283	8/16	請求	平成29年度の高分子凝集剤（宮崎処理場・大淀処理場）の入札・開札調書		8/28	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
284	8/21	申出	建築計画概要書 ERI第17029284号 平成29年7月21日付		8/22	公開		建築指導課
285	8/21	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		8/22	公開		建築指導課
286	8/22	請求	財政手帳平成22～29年度		8/23	公開		財政課
287	8/22	請求	宮崎県国民健康保険団体連合会にかかる以下の文書等 1. 耳鼻咽喉科に関する前年度及び本年度の返戻件数の総数がかかる文書等 2. 耳鼻咽喉科の外来診療に関する前年度及び本年度の返戻件数の総数がかかる文書等 3. 耳鼻咽喉科に関する下記手術の前年度及び本年度の返戻件数がかかる文書等 ①軽鼻腔的翼突管神経切除術②副鼻腔手術③副鼻腔再手術④鼓室形成手術	10/21	10/17	公開		国保年金課
288	8/23	請求	平成29年8月18日までに宮崎市で食品衛生法に基づく営業許可を取得している施設一覧（株式会社〇〇〇が申請者のもの）のうち、次の事項。 施設名称、施設所在地、種目、終了年月日		8/31	公開		保健衛生課
289	8/24	申出	宮崎市を被告として平成29年6月30日に判決が言い渡された固定資産税課税処分取消請求事件の判決書の写し		9/1	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
290	8/24	請求	宮崎市指定管理者一覧（施設名、所在地、指定管理者名、代表者名、施設の電話番号）		9/6	公開		資産経営課
291	8/24	請求	平成29年8月8日に開催された指定管理者制度等調査特別委員会において配付された資料及び後日委員に配付された資料（宮崎市立田野病院医師体制に係る資料を除く）		8/29	公開		議事調査課
292	8/24	請求	平成29年8月8日に開催された指定管理者制度等調査特別委員会において配付された資料のうち、宮崎市立田野病院医師体制に係る資料		8/29	部分公開	第7条第2号	議事調査課
293	8/28	請求	・宮崎市立宮崎東中学校南校舎1階便所改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬小学校南校舎便所改修工事のうち建築主体工事 上記3件の金入設計書		9/1	公開		学校施設課
294	8/28	請求	・宮崎市総合体育館及び中央公民館外部改修工事（1期工事） ・生目の杜運動公園陸上競技場改修工事（排水構造物工） 上記2件の金入設計書		9/11	公開		スポーツランド推進課
295	8/28	請求	松小路土地区画整理事業 松小路通線外1線道路改良及び整地工事の金入設計書		9/7	公開		区画整理課
296	8/28	請求	平成29年度（宮）大塚台6号街区公園耐震性貯水槽新設工事の金入設計書		9/5	公開		警防課
297	8/28	請求	上小松油出線道路改良工事（1工区）の金入設計書		8/30	公開		土木課
298	8/28	請求	正手三角田線排水溝改修工事の金入設計書		8/29	公開		建設課
299	8/28	請求	宮崎市第二庁舎旧館部給排水衛生設備改修工事のうち建築工事の金入設計書		8/30	公開		庁舎管理課
300	8/28	請求	・宮崎処理場No.7最終沈殿池外機械設備改築工事 ・大淀処理場1系最終沈殿池外機械設備改築工事 ・宮崎処理場合流沈砂池No.4自動除塵機改築工事 ・大塚中継ポンプ場No.1自動除塵機外改築工事 ・宮崎処理場No.1卵形消化槽機械設備改築工事 上記5件の金入設計書		9/8	公開		下水道施設課
301	8/28	申出	団体営土地改良事業長園原地区に係る字の区域の変更告示		8/31	公開		農業振興課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
302	8/30	申出	下記場所における危険物施設の設置許可申請書及び配置図の写し（過去に廃止されたものを含む） 地上・地下タンク設置の有無、構造、設置位置、油種（少量危険物施設も含む） 宮崎市松山一丁目□□ 宮崎市松山二丁目□□		9/8	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	予防課
303	9/1	申出	平成29年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯番号は除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての資料一覧表（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く）		9/11	公開		保健衛生課
304	9/1	申出	平成29年8月1日～8月31日までに宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧表 施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		9/11	公開		保健衛生課
305	9/4	請求	宮崎市内で平成29年8月1日から平成29年8月31日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人のみ）、開設者名または法人名、代表者名		9/11	公開		保健衛生課
306	9/4	申出	宮崎市内において平成29年8月1日～8月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く）		9/11	公開		保健衛生課
307	9/5	請求	境界査定 平成□年□月□日 第4-36号実測図 (□□□付近)		9/7	公開		用地管理課
308	9/5	申出	建築計画概要書 ERI第17028148号 平成29年7月27日付 宮崎市 第197号 平成29年8月23日付		9/6	公開		建築指導課
309	9/5	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		9/6	公開		建築指導課
310	9/6	請求	ハイテクランド尾脇工業団地調整池法面復旧工事 (但し法面工) 金入設計書		9/13	公開		工業政策課
311	9/6	請求	平成29年8月11日～9月6日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規申請した施設一覧のうち、次の事項（ただし、自動車による営業、短期営業、臨時営業を除く。） 施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、開設年月日、種目。法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）、申請者住所		9/13	公開		保健衛生課
312	9/6	請求	平成29年8月16日～平成29年9月6日までに宮崎市内にて新規で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規申請した施設一覧のうち次の事項（ただし、自動車による営業、仮設移動販売、実演販売営業、自動販売機による営業、短期営業、臨時営業を除く。） ・施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、開始年月日、種目。法人の場合はさらに、法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）、申請者住所		9/13	公開		保健衛生課
313	9/6	請求	下水道管路施設耐震化工事（29-9）金入設計書		9/11	公開		下水道整備課
314	9/7	請求	宮崎市内において理容所を開設しているもののうち、次の事項 ①営業所の屋号②営業所の住所③営業者の氏名④営業所の電話番号		9/14	公開		保健衛生課
315	9/7	請求	宮崎駅東通線（西中工区）電線共同溝整備工事（7工区）の金入設計書（当初設計書）の写し		9/11	公開		市街地整備課
316	9/8	請求	合流地区管渠改築工事（28-6）金入設計書		9/11	公開		下水道整備課
317	9/11	請求	学園通線外66線街路樹維持管理業務委託 労務単価特例措置による増額分		9/19	部分公開	第7条第6号	道路維持課
318	9/11	請求	宮崎市大字長嶺□□□の土地にかかる事業計画書		9/22	公開		農業委員会事務局
319	9/11	申出	宮崎市内において、食品衛生法に基づく許可業種および登録業種全ての施設の一覧（平成29年3月1日～20平成29年8月31日の間に新規で許可・登録を受けた施設全てで既に廃業している施設、短期・臨時・仮設移動営業などは除く） ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者名（法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名）、初回許可年月日、許可終了年月日、種目。		9/19	公開		保健衛生課
320	9/12	請求	悪臭防止法第11条に基づく臭気判定（□□□） 悪臭防止法第11条に基づく臭気判定（清武町下中野地区）		9/14	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	環境保全課



No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
321	9/12	請求	見積合せ調書（平成29年7月4日見積合せ） ・アスベスト含有調査に関する業務委託		9/15	部分公開	第7条第6号	環境業務課
322	9/12	請求	宮崎市宮住宅池内団地142棟屋上防水改修工事 金入設計書		9/19	公開		住宅課
323	9/13	申出	動物愛護センターが抑留している、もしくは抑留 していた動物について ・抑留期限が切れた動物を登録団体および個人に 引き渡す際に行っている「避妊去勢手術」におい て手術中および手術後に死亡した個体の情報 過去 10年間 ・避妊去勢手術を行おうとした際に麻酔やその他 様々な理由により安全に手術を行えないと判断し 手術を取りやめた個体の情報 過去10年間		9/29	不存在	不存在（一部 不存在含む）	保健衛生課
324	9/13	申出	大島線道路改良工事（2工区）但し橋梁上部工の 「本工事費内訳表」及び「単価表」		9/14	公開		土木課
325	9/14	請求	田野町木場段水源地取水ポンプ更新工事の金入設 計書		9/21	公開		営業所工務課
326	9/14	請求	大淀処理場No.1、2卵形消化槽改築消泡設備工事の 金入設計書		9/26	公開		下水道整備課
327	9/14	申出	昭和62年12月24日付シレイ8001-1.46における開発 許可申請書のうち、造成計画平面図（No2）、造成 計画断面図（No4）、擁壁詳細図（No8）		9/19	部分公開	第7条第2号	開発指導課
328	9/15	請求	・清武汚水幹線（29-9工区）下水道管布設工事 ・中央汚水幹線（29-2工区）下水道管布設工事 上記2件の金入設計書		9/27	公開		下水道整備課
329	9/15	請求	上大久保庵屋線配水管布設替工事の金入設計書		9/27	公開		営業所工務課
330	9/15	請求	宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新 築工事のうち建築主体工事の金入設計書		9/21	公開		公園緑地課
331	9/19	請求	・宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工 事のうち建築主体工事 ・宮崎市立樫中学校南校舎便所改修工事のうち建 築主体工事 上記2件の金入設計書		9/28	公開		学校施設課
332	9/19	請求	宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新 築工事のうち建築主体工事の金額・内訳明細書入 り設計書		9/21	公開		公園緑地課
333	9/19	請求	宮崎市第二庁舎旧館部給排水衛生設備改修工事の うち建築工事の金額・内訳明細書入り設計書（当 初）		9/22	公開		庁舎管理課
334	9/19	請求	宮崎市総合体育館及び中央公民館外部改修工事 （1期工事）の金額・内訳明細書入り設計書（当 初）		9/29	公開		スポーツランド推進課
335	9/19	請求	久峰総合公園スコアボード改修工事 金額・内訳明細書入り設計書（当初）		9/29	公開		スポーツランド推進課
336	9/19	請求	・宮崎市宮住宅池内団地141棟外壁改修工事 ・宮崎市宮住宅池内団地142棟外壁改修工事 ・宮崎市宮住宅国富が丘団地261棟外壁改修工 事 ・宮崎市宮住宅飛江田団地168棟外壁改修工事 上記4件の金入設計書		9/21	公開		住宅課
337	9/19	請求	・平成29年度工番（更）第25号 山崎冷窪線外2 線配水管布設替工事 ・平成29年度工番（更）第49号 浮城町外1地区 不排水弁等設置工事 上記2件の金入設計書		9/25	公開		水道整備課
338	9/19	請求	清武総合運動公園園路外灯設置工事（その2）の 金入設計書		9/29	公開		スポーツランド推進課
339	9/19	請求	宮崎科学技術館直流電源装置更新工事の金入設計 書		9/22	公開		生涯学習課
340	9/19	請求	・宮崎市立東大宮小学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立広瀬小学校屋内運動場アリーナ照明器 具落下防止対策工事 ・宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工 事のうち電気設備工事 上記3件の金入設計書		9/28	公開		学校施設課
341	9/19	請求	宮崎市管理防犯灯LED化改修工事（田野その2）の 金入設計書		9/29	公開		生活安全課
342	9/19	請求	高岡地区農村環境改善センター空調と設備更新 工事のうち電気設備工事の金入設計書		9/22	公開		地域コミュニティ課
343	9/19	申出	建築計画概要書 宮崎市 第206号 平成29年8月29日付 宮崎市 第225号 平成29年9月7日付		9/27	部分公開	第7条第2号	建築指導課
344	9/19	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		9/27	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
345	9/20	請求	平成26年度赤江1地区地籍調査事業についての 次の書類 ①宮崎市大字赤江口□□(外1筆)について実施した 一筆地調査(現地立会・境界確認)時の書類 (地籍調査票等) ②前記①の調査時に撮影した写真画像		9/28	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	農村整備課
346	9/22	請求	宮崎市「公共施設・体育館・サッカー場」社会体育 施設のフットサル兼サッカー使用実績 期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日(月別時 間帯統計)		10/5	公開		スポーツランド推進 課
347	9/25	請求	宮崎市飛江田集会所空調設備改修工事の金入設計 書		10/3	公開		工業政策課
348	9/25	請求	宮崎市南消防署1階事務室空調和機改修工事の金入 設計書		10/4	公開		総務課
349	9/26	請求	・宮崎市第二庁舎旧館部給排水設備工事のうち建 築工事 ・宮崎市第二庁舎旧館部給排水設備工事のうち機 械設備工事 ・宮崎市清武総合支所非常用自家発電設備工事 ・宮崎市清武総合支所空調設備改修工事のうち電 気設備工事 ・宮崎市清武総合支所空調設備改修工事のうち機 械設備工事 上記5件の金入設計書		9/29	公開		庁舎管理課
350	9/26	請求	宮崎市総合体育館及び中央公民館外部改修工事 (1期工事)の金入設計書		10/6	公開		スポーツランド推進課
351	9/26	請求	平成29年度宮崎市民文化ホール大ホール照明用調 光盤等更新工事(金入設計書)		10/6	公開		文化・市民活動課
352	9/26	請求	宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新 築工事のうち建築主体工事の金入設計書		9/28	公開		公園緑地課
353	9/26	請求	高岡地区農村環境改善センター空調和設備更新 工事の金入設計書		10/3	公開		地域コミュニティ課
354	9/26	請求	・宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工 事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工 事のうち電気設備工事 ・宮崎市立宮崎東中学校南校舎1階便所改修工事 のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬小学校南校舎便所改修工事のうち 建築主体工事 ・宮崎市立広瀬小学校南校舎便所改修工事のうち 機械設備工事 ・宮崎市立小戸小学校南校舎西便所改修工事のう ち建築主体工事 ・宮崎市立小戸小学校南校舎西便所改修工事のう ち機械設備工事 ・宮崎市立楳中学校南校舎便所改修工事のうち建 築主体工事 ・宮崎市立楳中学校南校舎便所改修工事のうち機 械設備工事 ・宮崎市立住吉小学校北校舎教室改造工事 ・宮崎市立東大宮小学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立那珂小学校公共下水道接続外工事 上記12件の金入設計書		10/5	公開		学校施設課
355	9/27	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(4工 区)但し浸出水集排水工の金額入り実施設計書		10/10	公開		廃棄物対策課
356	9/27	請求	木原汚水幹線(29-6工区)下水道管布設工事の 金入設計書		10/5	公開		下水道整備課
357	9/28	請求	高岡汚水幹線(29-8工区)下水道管布設工事の 金入設計書		10/4	公開		下水道整備課
358	9/28	申出	平成29年5月1日から平成29年8月31日までに申請の あった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則 に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居 表示台帳		11/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課
359	9/29	請求	平成29年度竹原田地区市単かんがい排水事業水路 改修工事の単価入り設計書		10/10	部分公開	第7条第3号	農村整備課
360	9/29	請求	大島線道路改良工事(3工区)の金入設計書(当 初)		9/29	公開		土木課
361	9/29	請求	宮崎市農業振興地域整備計画(農地利用計画)変 更要望書、宮崎市農業振興地域整備計画(農地利 用計画)の変更及び変更後の宮崎市農業振興地域 整備計画の縦覧について		10/12	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	農政企画課
362	10/2	申出	〇〇〇に係る以下の届出書類 ・防火管理者選任(解任)届出書 ・防火対象物使用開始(変更)届出書		10/3	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	南消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
363	10/2	申出	宮崎市民活動保険制度についての下記文書 ・宮崎市民活動保険制度実施要綱 ・平成29年度契約時の仕様書 ・平成29年度契約時の入札結果 ・平成29年度契約の保証証券及び特約書 ・平成26、27、28年度契約の事故件数および支払保険額		10/11	部分公開	第7条第6号	文化・市民活動課
364	10/3	申出	平成29年4月1日から平成29年6月30日までに飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④申請者氏名（又は法人名及び代表者名）⑤申請者住所（法人のみ）⑥申請者電話番号（法人のみ）⑦初回許可年月日 但し携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く。		10/19	公開		保健衛生課
365	10/3	請求	高岡汚水準幹線（29-7工区）下水道管布設工事の金入設計書（当初）		10/11	公開		下水道整備課
366	10/3	申出	簡易宿所に関する次の情報【平成29年9月29日現在】①施設名称②施設所在地③施設電話番号④営業者氏名又は名称⑤許可番号⑥許可年月日		10/13	公開		保健衛生課
367	10/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食営業（平成29年8月1日～平成29年9月30日の新規営業許可）（自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く） 【内容】施設名称・施設所在地・施設電話番号（携帯番号除く）・申請者氏名・初回許可年月日・種目		10/19	公開		保健衛生課
368	10/4	申出	平成29年9月1日～9月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧表 施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		10/19	公開		保健衛生課
369	10/4	申出	平成29年9月1日～9月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目。 ※施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く）		10/19	公開		保健衛生課
370	10/4	申出	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定事業場の届出書の住所、届出者名、使用している有害物質名及び廃止の届出の有無及びその住所、届出者名、使用していた有害物質名 対象地：宮崎市松山二丁目内すべて		10/17	不存在	不存在（一部 不存在含む）	環境保全課
371	10/4	請求	・宮崎駅東通線（西中工区）電線共同溝整備工事（6工区） ・昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工4工区） ・昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工5工区） 上記3件の金入設計書（当初）		10/5	公開		市街地整備課
372	10/5	請求	・清武汚水準幹線（29-2工区）下水道管布設工事 ・清武汚水準幹線（29-4工区）下水道管布設工事 ・清武汚水準幹線（29-5工区）下水道管布設工事 上記3件の金入設計書		10/16	公開		下水道整備課
373	10/5	請求	宮崎市保健所・中央保健センター外部改修工事（第2期工事）の金入設計書		10/19	公開		保健医療課
374	10/6	請求	宮崎市高岡町内山□□□に係る「伐採及び伐採後の造林の届出書」（過去5年分）		10/13	不存在	不存在（一部 不存在含む）	高岡・農林水産課
375	10/6	請求	宮崎市高岡町内山□□□に係る「伐採及び伐採後の造林の届出書」（過去5年分）		10/13	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
376	10/6	申出	平成30年度使用小学校用教科用図書採択における専門委員名簿		10/20	公開		学校教育課
377	10/6	請求	平成24年～平成29年度に市に提出された伐採及び伐採後の造林の届出書のうち●●●、▲▲▲に関する署名等がなされているもの全て		10/18	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	田野・農林水産課
378	10/6	請求	平成24年～平成29年度に市に提出された伐採及び伐採後の造林の届出書のうち●●●、▲▲▲に関する署名等がなされているもの全て		10/18	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	佐土原・農林水産課
379	10/6	請求	平成24年～平成29年度に市に提出された伐採及び伐採後の造林の届出書のうち●●●、▲▲▲に関する署名等がなされているもの全て		10/20	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	森林水産課
380	10/6	請求	跡江東線既設配水管撤去工事の金入設計書		10/18	公開		配水管理課
381	10/6	請求	高岡汚水準幹線（29-7工区）下水道管布設工事の金入設計書（当初）		10/17	公開		下水道整備課
382	10/10	請求	平成30年度使用小学校用教科用図書採択における専門委員名簿		10/16	公開		学校教育課
383	10/10	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～平成29年9月30日に確認されたもの		10/18	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
384	10/10	申出	大字・字一覧表		10/13	公開		資産税課
385	10/10	申出	平成29年7月1日～平成29年9月30日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名（法人の場合はさらに代表者氏名）、初回許可年月日。（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く） 施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）		3/27	公開		保健衛生課
386	10/10	申出	平成30年度使用小学校用教科用図書採択における専門委員名簿		10/18	公開		学校教育課
387	10/10	申出	宮崎市内において平成29年9月1日～9月30日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く）		10/19	公開		保健衛生課
388	10/11	請求	平成29年交通安全市民のつどい会場で撮影した画像		10/16	部分公開	第7条第2号	生活安全課
389	10/11	請求	宮崎市議会議員 ●●●氏、▲▲▲氏、◆◆◆氏の履歴書（平成29年10月1日現在）		10/16	部分公開	第7条第2号	議会事務局総務課
390	10/11	請求	希望ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金入設計書（当初設計書）		10/12	公開		道路維持課
391	10/12	申出	建築計画概要書 第ERI-17030459号 平成29年8月22日付		10/18	公開		建築指導課
392	10/12	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		10/18	公開		建築指導課
393	10/13	請求	宮崎市宮住宅池内団地1 4 2棟屋上防水改修工事の金入設計書		10/18	公開		住宅課
394	10/13	請求	宮崎市総合体育館及び中央公民館外部改修工事（1期工事）の金入設計書		10/24	公開		スポーツランド推進課
395	10/13	申出	住吉南小学校外2校単独調理場空調設備賃貸借のうち、宮崎市立住吉南小学校空調設備工事の賃貸借契約仕様書、賃貸借契約約款、リスク分担表等、金入設計書の一部、施工図面		10/18	公開		保健給食課
396	10/13	請求	宮崎市ばい煙発生施設一覧（最新） 工場又は事業所の名称、所在地、施設の種別、燃料又は電力の種類		10/17	公開		環境保全課
397	10/13	請求	準用河川跡江川測量設計業務委託の金入設計書（当初）		10/19	公開		土木課
398	10/16	請求	宮崎市内において平成29年7月1日～平成29年9月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項・種目、施設名称、施設所在地、申請者氏名、施設電話番号。但し、携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く。		10/24	公開		保健衛生課
399	10/16	請求	宮崎市内において平成29年7月1日から平成29年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項・営業の区分、営業所の屋号、営業所の住所、営業者の氏名、営業所の電話番号		10/24	公開		保健衛生課
400	10/16	申出	宮崎市佐土原町上田島□□□に所在する「○○○」の申請者名、申請者住所、申請者電話番号、営業所住所、営業所電話番号。		10/20	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
401	10/16	請求	宮崎市内の（1）市役所本庁舎（2）災害拠点病院（基幹・地域）の自家発電設備について、平成28～29年の間に点検報告がなされた直近の点検表（別記様式24）※消防法に基づく点検票		10/25	部分公開	第7条第2号	予防課
402	10/16	請求	宮崎市役所本庁舎の自家発電設備について点検報告がなされた直近の点検表		10/18	部分公開	第7条第3号	庁舎管理課
403	10/16	請求	佐土原町導水管除却工事の単価入り設計書		10/24	公開		水道整備課
404	10/17	申出	宮崎市内において平成29年9月30日時点で理容・美容業の確認を受けている全営業所（廃業しているものは除く）の以下の事項の一覧表。 1. 営業所名 2. 営業所所在地 3. 営業所電話番号 4. 開設者名 5. 開設者住所 6. 開設者電話番号		10/31	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
405	10/17	請求	宅老所○○○（所在地宮崎市熊野□□□、設置者●●●）に係る有料老人ホーム設置届（事業概要、法人定款、施設位置図）		10/27	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	介護保険課
406	10/17	請求	伐採届 宮崎市大字加江田□□□□ほか35筆		10/31	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	森林水産課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
407	10/19	請求	大工町6号線外1線配水管布設工事の金入設計書		11/1	公開		水道整備課
408	10/20	請求	加納公園整備工事（4工区芝張工）の金入設計書		10/31	公開		公園緑地課
409	10/20	請求	道路舗装・堀削・復旧工事（単価契約10月～3月）の金入設計書		10/31	公開		配水管理課
410	10/20	請求	加納汚水準幹線（29-3工区）下水道管布設工事の金入設計書		10/26	公開		下水道整備課
411	10/20	請求	平成29年8月8日及び9月14日に開催された指定管理者等調査特別委員会の会議録 平成29年9月14日に開催された指定管理者制度等調査特別委員会の資料		11/2	公開		議会事務局総務課
412	10/20	請求	平成29年（市民プラザ）交通安全市民のつどい 宮崎市長（参画）の会場で秘書課広報聴室が撮影したスナップ		10/24	公開		秘書課
413	10/20	請求	平成29年交通安全市民のつどい撮影写真 （平成29年9月20日市民プラザ）		10/27	公開		総務課
414	10/20	請求	宮崎市内で平成29年9月1日から平成29年9月30日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人のみ）、開設者名または法人名、代表者名		10/31	公開		保健衛生課
415	10/23	請求	所有者●●●の未登記倉庫（所在地）宮崎市青葉町□□□（外1筆） 平成29年宮崎市資産税課固定資産台帳の存在した重複課税につき平成29年10月13日に課税対象だった家屋に係る証明発行依頼について、資産税課が協議した記録		10/30	公開		資産税課
416	10/23	請求	平成29年9月10日～平成29年10月23日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規申請した施設一覧のうち、次の事項（ただし、自動車による営業、仮設移動販売、実演販売営業、自動販売機による営業、臨時営業等を除く。） ・施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、開始年月日、種目。法人の場合はさらに、法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）、申請者住所		11/7	公開		保健衛生課
417	10/23	請求	宮崎市立檜中学校中校舎屋上防水改修工事の金入設計書		10/30	公開		学校施設課
418	10/23	請求	・宮崎市北消防署北部出張所屋上防水工事 ・宮崎市北消防署東分署屋上防水改修工事 上記2件金入設計書		11/7	公開		総務課
419	10/23	請求	清武総合福祉センター屋上防水改修工事の金入設計書		10/24	公開		福祉総務課
420	10/23	請求	大淀川学習館本館屋上防水改修工事の金入設計書		10/25	公開		生涯学習課
421	10/23	請求	宮崎市大字赤江□□□（外1筆）の国土調査関係資料 ・立会い時の写真 ・写真の位置関係が分かる図面 ・土地の異動事項が分かる地籍調査票		11/1	部分公開	第7条第2号	農村整備課
422	10/24	請求	福祉部職員40代男性職員を宮崎市が処分 生活保護の事務の遅れ 21日宮日新聞について市民が理解できる文書（事案の内容が分かる文書）		11/7	部分公開	第7条第2号	人事課
423	10/24	請求	（仮称）清武地区公立公民館建設事業のうち建築主体工事の金入設計書			取り下げ		地域コミュニティ課
424	10/24	請求	宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち建築主体工事の金入設計書			取り下げ		住宅課
425	10/24	請求	加納汚水準幹線（29-3工区）下水道管布設工事の金入設計書		10/31	公開		下水道整備課
426	10/24	請求	平成29年度（宮）小原田街区公園耐震性貯水槽新設工事の金入設計書		10/31	公開		警防課
427	10/24	請求	清武汚水準幹線（29-15工区）下水道管布設工事の金入設計書		11/6	公開		下水道整備課
428	10/25	請求	市道（黒坪2号線 路線番号3030448）にて平成29年10月25日時点で行われている道路工事に伴う道路占用許可申請書及びその添付書類（計画平面図を含む）		11/10	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	用地管理課
429	10/26	請求	平成29年1月2日から平成29年10月26日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規取得した施設一覧のうち、次の事項。 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話番号を除く）、申請者名、種目、初期許可年月日。 ただし、携帯電話番号、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、短期営業、臨時営業を除く。		11/9	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
430	10/26	請求	平成29年1月2日から平成29年10月26日までに新規を受けた「美容所、理容所」の次の事項。 ・内容、営業所屋号、営業所の住所、営業所の電話番号、確認年月日、開設者名		11/9	公開		保健衛生課
431	10/26	請求	宮崎市第一種動物取扱業者登録簿（平成29年10月26日時点）		11/9	公開		保健衛生課
432	10/26	申出	建築計画概要書 宮崎市第278号 平成29年10月13日付 宮崎市第279号 平成29年10月13日付		10/31	公開		建築指導課
433	10/26	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		10/31	公開		建築指導課
434	10/30	請求	平成29年度宮崎市民文化ホール大ホール照明用調光盤等更新工事の金入設計書		11/10	公開		文化・市民活動課
435	10/30	請求	・宮崎市清武総合支所非常用自家発電設備工事 ・宮崎市清武総合支所空調設備改修工事のうち電気設備工事 上記2件の金入設計書		11/1	公開		庁舎管理課
436	10/30	請求	・宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工事のうち電気設備工事 ・宮崎市立東大宮小学校高圧受変電設備更新工事 上記2件の金入設計書		11/6	公開		学校施設課
437	10/30	請求	宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新築工事のうち電気設備工事の金入設計書		11/2	公開		公園緑地課
438	10/30	請求	宮崎市消防局指令台用非常用発電設備更新工事（図面は除く）の金入設計書		11/10	公開		総務課
439	10/30	請求	吉村通線（曾師工区）道路照明施設設置工事（その2）の金入設計書		11/6	公開		市街地整備課
440	10/31	請求	西部地区道路舗装維持修繕工事（単価契約10月～3月）の金入設計書		11/9	公開		道路維持課
441	10/31	申出	宮崎市内の高度管理医療機器等販売業又は販売業貸与業の許可取得施設一覧。（平成29年10月31日現在）【必要項目】許可番号・開設者名・営業所名称・営業所の電話番号・営業所の郵便番号を含む所在地・有効期限（開始年月日、終了年月日）		11/14	公開		保健医療課
442	10/31	請求	宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書（平成29年10月27日報告）	12/28	12/25	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
443	10/31	申出	平成29年6月14日～平成29年10月31日までに新規で営業許可を申請した飲食店における以下の項目 ・施設名称 ・施設所在地 ・施設電話番号（携帯電話を除く） ・申請者氏名（及び代表者名） ・許可番号 ・申請年月日 についての一覧表		11/14	公開		保健衛生課
444	11/1	請求	大塚中継ポンプ場No.1自動除塵機外改築工事の金入設計書		11/13	公開		下水道施設課
445	11/1	請求	大淀川学習館本館屋上防水改修工事の金入設計書		11/6	公開		生涯学習課
446	11/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物解体工事の届出 平成29年4月1日～平成29年10月31日		11/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
447	11/2	請求	清武町第3水源地ろ過池3号排水ポンプ新設工事の金入設計書		11/13	公開		営業所工務課
448	11/2	請求	木原4号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入設計書		11/14	公開		下水道施設課
449	11/2	請求	・宮崎処理場機械濃縮機ポリ鉄注入設備設置工事 ・加納3号マンホールポンプ場電気機械設備工事 上記2件の金入設計書		11/14	公開		下水道施設課
450	11/2	請求	宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書（平成29年10月27日報告）	12/28	12/25	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
451	11/2	申出	平成29年10月31日までに営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称・施設所在地・施設電話番号（携帯電話を除く） ・申請者氏名（及び代表者名） ・申請者住所（法人のみ） ・申請者電話番号（法人のみ） ・種目・初回許可年月日・申請年月日についての一覧表。（臨時営業、仮設移動営業、自動販売機、携帯電話を除く。）		11/20	公開		保健衛生課
452	11/6	請求	市役所庁舎移転・建て替えの検討を行っているWTの議事録、配布資料、報告書類一式		11/17	部分公開	第7条第5号	庁舎管理課
453	11/6	請求	宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書（平成29年10月27日報告）	1/5	12/25	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
454	11/6	請求	・宮崎市いじめ防止基本方針 ・いじめの重大事態（自殺）として調査対応フロー図 ・宮崎市いじめ防止対策委員会の運営に関する要綱 ・生徒の自殺に係る調査の対応フロー図	1/5	1/5	公開		学校教育課
455	11/6	請求	・宮崎市いじめ防止対策委員会の議事録 ・宮崎市いじめ防止対策委員会にて配付された資料	1/5	1/5	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
456	11/6	請求	・宮崎市いじめ防止対策委員会にて配付された資料	1/5	1/5	非公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
457	11/6	請求	①場または事業所名②所在地③ばい煙発生施設の種類(ボイラ等)④設置日(平成以降のもの)⑤燃料の種類⑥燃料の燃焼能力⑦燃料又は電力の通常の使用量		11/15	公開		環境保全課
458	11/6	申出	平成29年10月1日～10月31日までに新規確認を受けた美容所の一覧表 ・施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		11/27	公開		保健衛生課
459	11/6	申出	平成29年10月1日～10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く)		11/22	公開		保健衛生課
460	11/6	申出	宮崎市内において平成29年10月1日～10月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く)		11/22	公開		保健衛生課
461	11/7	請求	宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書(平成29年10月27日報告)	1/6	12/25	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
462	11/7	請求	国籍別外国人人数(平成29年1月1日現在)		11/15	公開		情報政策課
463	11/8	請求	野崎橋橋梁修繕工事の金入設計書		11/15	公開		建設課
464	11/8	申出	宮崎市内住所コード表		11/14	公開		情報政策課
465	11/8	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～平成29年9月30日に確認されたもの		11/14	公開		建築指導課
466	11/9	請求	・プロジェクトチーム会議報告書 ・自立支援協議会「幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携手引き【平成26年2月改訂版】」の周知について(伺い) ・宮崎市自立支援協議会平成25年度「幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携手引き」(平成26年2月改訂)版の公開について(伺い)		11/20	部分公開	第7条第2号	障がい福祉課
467	11/9	申出	建築計画概要書 宮崎市第291号 平成29年10月30日付		11/14	公開		建築指導課
468	11/9	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		11/14	公開		建築指導課
469	11/9	請求	平成29年度江田山崎地区暗渠排水事業暗渠排水設備工事の金入設計書		11/13	部分公開	第7条第3号	農村整備課
470	11/9	請求	池内排水路維持工事の金入設計書		11/10	公開		土木課
471	11/10	申出	平成29年8月1日から平成29年10月31日までに申請のあった宮崎市居住表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		11/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課
472	11/10	申出	月見ヶ丘地区外配水管布設替工事(その6)の金入設計書		11/15	公開		水道整備課
473	11/10	請求	宮崎市立赤江小学校北校舎空調機器更新工事のうち機械設備工事の金入設計書		11/15	公開		学校施設課
474	11/13	請求	審査項目ごとの審査結果一覧		11/24	部分公開	第7条第3号	公園緑地課
475	11/13	請求	平成29年度公設型浄化槽メーカー設置工事業者のわかるもの		11/24	公開		廃棄物対策課
476	11/13	請求	大島町排水路整備工事(3工区)の変更後の金入設計書		11/16	公開		土木課
477	11/14	請求	宮崎市立中学校におけるいじめが背景に疑われる重大事態に関する調査結果等について		11/16	公開		学校教育課
478	11/14	請求	宮崎市第一種動物取扱業者登録簿(平成29年11月14日時点)		11/21	公開		保健衛生課
479	11/16	請求	宮崎市権現町□□□付近の航空写真地番図撮影作業日誌及び宮崎市撮影進捗図		11/28	公開		資産税課
480	11/16	請求	平成29年11月10日に宮崎市税務部資産税課に相談した①●●●又は○○○が宮崎市青葉町□□□に所有していた家屋に関して過去の減却設定に間違いがなかったか②過去の開示された家屋台帳上の重複課税との記載は何か について協議された資料		11/20	不存在	不存在(一部 不存在含む)	資産税課
481	11/22	申出	町又は字の名称や区域の変更等の告示の写し 平成29年9月宮崎市議会定例会において可決された議案131、132、133号「字の区域変更について」の告示		11/30	公開		農村整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
482	11/22	請求	宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書（平成29年10月27日報告）	1/21	12/25	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
483	11/22	請求	・平成27～29年10月末に実施した地方公務員法に係る月別の懲戒処分の件数、対象人数、事案の概要が分かるような文書 ・平成27～29年10月末の内部処分の年間の件数と月別の件数、対象人数、事案の概要が分かるような文書		12/1	部分公開	第7条第2号	人事課
484	11/22	請求	・平成27～29年10月末に実施した地方公務員法に係る月別の懲戒処分の件数、対象人数、事案の概要が分かるような文書 ・平成27～29年10月末の内部処分の年間の件数と月別の件数、対象人数、事案の概要が分かるような文書		12/1	部分公開	第7条第2号	企画総務課
485	11/22	請求	宮崎市いじめ問題再調査委員会委員名簿		12/5	公開		子育て支援課
486	11/22	申出	建築計画概要書 宮崎市第314号 平成29年11月15日付 H29SHC-H451050号 平成29年11月1日付		11/28	公開		建築指導課
487	11/22	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		11/28	公開		建築指導課
488	11/22	申出	平成30年度使用小学校用教科用図書採択における専門委員名簿		11/29	公開		学校教育課
489	11/27	請求	下水道管路施設耐震化工事（29-13）の金入設計書		12/6	公開		下水道整備課
490	11/29	申出	介護保険サービス事業者における事故等報告書のうち死亡事故の報告書（平成25年から平成29年11月27日まで）		12/12	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	介護保険課
491	11/29	請求	平成29年度工番（更）第54号 県道高鍋高岡線配水管布設替工事の金入設計書		12/6	公開		水道整備課
492	11/29	請求	宮崎市総合体育館剣道場照明設備改修工事の金入設計書		12/6	公開		スポーツランド推進課
493	11/29	請求	宮崎市本庁舎マシン室電源改修工事の金入設計書		12/6	公開		情報政策課
494	11/30	請求	福祉政策向上目的のため消費税を5%から8%へ引き上げたが、ここ3～4回福祉部長及び課長の給与を引き上げた、その割合と実質給与増加が理解できる書類		12/12	公開		人事課
495	11/30	請求	下水道管路施設耐震化工事（29-12）の金入設計書		12/8	公開		下水道整備課
496	11/30	申出	建築計画概要書 平成29年9月1日～平成29年11月30日に確認されたもの		12/7	公開		建築指導課
497	11/30	申出	宮崎市上下水道局発注の公共工事にて利用される単価・歩掛資料 ①歩掛電算コード一覧表 例：S J O ●等の記載があるもの ②歩掛条件一覧表 電算システムでの歩掛条件が網羅されているもの ③設計材料単価表 N D G O ●、N B A O ●、N X A O ●、N D K O ●等の記載があるもの		1/16	非公開	第7条第1号 第7条第3号	水道整備課
498	11/30	請求	平成29年度都市公園等管理業務委託（大塚台公園外）の金入設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
499	11/30	請求	平成29年度宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託の金入設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
500	11/30	請求	平成29年度大塚下川原線外1 1線草刈業務委託の金入設計書		12/4	部分公開	第7条第6号	道路維持課
501	12/1	請求	宮崎市内で平成29年11月1日から平成29年11月30日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人のみ）、開設者名または法人名、代表者名		12/13	公開		保健衛生課
502	12/1	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地2 2 2棟外壁改修工事の金入設計書		12/5	公開		住宅課
503	12/4	請求	役場中山線道路改良工事（3工区）の金入設計書		12/8	公開		高岡・建設課
504	12/4	申出	平成29年11月1日～11月30日までに新規確認を受けた美容所の一覧表 ・施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		12/11	公開		保健衛生課
505	12/4	申出	平成29年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表。（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く）		12/11	公開		保健衛生課
506	12/4	請求	平成〇年〇月〇日に宮崎北警察署で発生した救急事案		12/8	部分公開	第7条第2号	北消防署



No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
507	12/5	申出	宮崎市内において平成29年11月1日～11月30日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く）		12/11	公開		保健衛生課
508	12/7	請求	平成29年6月1日から12月7日までに宮崎市で食品衛生法に基づく営業許可（菓子製造業、アイスクリーム製造業）を廃業した施設一覧のうち、次の事項（ただし、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、短期・臨時営業を除く）。 ・施設名称、施設所在地		12/13	公開		保健衛生課
509	12/7	申出	旅館業営業許可施設一覧（対象：ホテル及び旅館、項目：施設名・所在地・電話番号・営業者・許可年月日・客室数、期間：平成29年12月5日現在、その他：廃業は含まず）		12/13	公開		保健衛生課
510	12/7	請求	宮崎駅東通線（西中工区）・（2工区）及び吉村通線（曾師工区）・（大町工区）の計画平面図をA3サイズ・縮尺1：500にて分割出力したもの		12/12	公開		市街地整備課
511	12/7	申出	建築計画概要書 宮崎市第315号 平成29年11月15日付		12/11	公開		建築指導課
512	12/7	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		12/11	公開		建築指導課
513	12/8	請求	平成29年12月8日までに宮崎市で食品衛生法に基づく営業許可（乳類販売業（自動販売機））を取得している施設一覧（株式会社〇〇〇が申請者のもの）のうち次の事項。 施設名称、施設所在地、許可番号、終了年月日		12/18	公開		保健衛生課
514	12/8	請求	平成28年度に有料老人ホーム（サ高住を含む）から提出された事故報告書（死亡事故に限る）		12/14	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	介護保険課
515	12/12	請求	富吉水源地区導流堤復旧工事の金入設計書		12/22	公開		浄水課
516	12/13	請求	飯田土地区画整理事業6-49号線外道路築造工事の金入設計書		12/14	公開		区画整理課
517	12/14	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地260棟外壁改修工事の金入設計書		12/21	公開		住宅課
518	12/14	請求	宮崎市立住吉中学校南校舎西棟屋上防水改修工事の金入設計書		12/25	公開		学校施設課
519	12/14	請求	平成29年12月14日現在において宮崎市で食品衛生法に基づく営業許可（飲食店営業、菓子製造業）を取得している施設一覧のうち次の事項。 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、業種、初回許可年月日。		12/22	公開		保健衛生課
520	12/18	請求	最新版PCB届出リスト		12/20	公開		廃棄物対策課
521	12/18	請求	・宮崎市営住宅小牧台団地53-1棟外電気幹線改修工事 ・宮崎市営住宅池内団地148棟外電気幹線改修工事 ・宮崎市営住宅池内団地150棟外電気幹線改修工事 ・宮崎市営住宅池内団地152棟電気幹線改修工事 ・宮崎市営住宅光団地50棟外住宅用分電盤改修工事 ・宮崎市営住宅光団地52棟外住宅用分電盤改修工事 上記6件の金入設計書		12/21	公開		住宅課
522	12/18	請求	・宮崎市立東大宮小学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立東大宮小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事 ・宮崎市立宮崎東小学校普通教室照明器具取替工事 ・宮崎市立大宮中学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立江平小学校受変電設備改修工事 ・宮崎市立赤江東中学校照明改修工事 上記6件の金入設計書		12/25	公開		学校施設課
523	12/18	請求	津波避難施設整備工事（但し照明設備工その1）の金入設計書		12/20	公開		危機管理課
524	12/18	請求	・宮崎市管理防犯灯LED化改修工事（田野その1） ・宮崎市管理防犯灯LED化改修工事（田野その2） 上記2件の金入設計書		12/20	公開		生活安全課
525	12/18	請求	高岡地区農村環境改善センター空調と設備更新工事のうち電気設備工事の金入設計書		12/20	公開		地域コミュニティ課
526	12/18	請求	佐土原歴史資料館鶴松館非常用発電機更新工事の金入設計書		12/25	公開		文化財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
527	12/18	請求	東部第二土地区画整理事業神原通線交差点照明設置工事（6工区）の金入設計書		12/21	公開		区画整理課
528	12/18	請求	生目の杜運動公園ハンドホール排水対策工事の金入設計書		12/27	公開		スポーツランド推進課
529	12/18	請求	宮崎市総合福祉保健センター2階視聴覚室照明設備改修工事の金入設計書		12/18	公開		福祉総務課
530	12/18	請求	宮崎市清武総合支所空調設備改修工事のうち電気設備工事の金入設計書		12/22	公開		庁舎管理課
531	12/18	請求	・加納公園トイレ新築工事のうち電気設備工事 ・加納公園整備工事のうち外灯設置工事 上記2件の金入設計書		12/20	公開		公園緑地課
532	12/19	請求	宮崎市加納スポーツセンター外壁及び屋根等漏水改修工事の金入設計書		12/27	公開		スポーツランド推進課
533	12/19	請求	清武総合福祉センター屋上防水改修工事の金入設計書		12/20	公開		福祉総務課
534	12/19	請求	・宮崎市営住宅池内団地140棟屋上防水改修工事 ・宮崎市営住宅池内団地142棟屋上防水改修工事 ・宮崎市営住宅池内団地139棟屋上防水改修工事 ・宮崎市営住宅池内団地141棟屋上防水改修工事 上記4件の金入設計書		12/25	公開		住宅課
535	12/19	請求	・宮崎市立本郷中学校技術室棟屋上防水改修工事 ・宮崎市立池内小学校屋内運動場屋根防水改修工事 ・宮崎市立住吉小学校屋内運動場屋根防水改修工事 ・宮崎市立榎中学校中校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立恒久小学校北校舎屋上防水改修工事 上記5件の金入設計書（設計変更があったものは変更後）		12/25	公開		学校施設課
536	12/19	請求	大淀川学習館本館屋上防水改修工事の金入設計書		12/22	公開		生涯学習課
537	12/19	請求	・宮崎市中央卸売市場青果棟仲卸店舗屋上防水改修工事（その2） ・宮崎市中央卸売市場青果棟せり場屋上防水改修工事（その3） 上記2件の金入設計書		12/26	公開		市場課
538	12/19	請求	・宮崎市北消防署北部出張所屋上防水工事 ・宮崎市北消防署東分署屋上防水改修工事 上記2件の金入設計書		12/27	公開		総務課
539	12/19	請求	宮崎市立宮崎港小学校給食室屋上防水改修工事の金入設計書		12/27	公開		保健給食課
540	12/19	請求	（仮称）清武地区公民館建設事業のうち建築主体工事の金入設計書		12/26	公開		地域コミュニティ課
541	12/19	請求	宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち建築主体工事の金入設計書		12/22	公開		住宅課
542	12/21	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		12/25	公開		建築指導課
543	12/21	請求	佐土原西体育館防水改修工事の金入設計書			取り下げ		スポーツランド推進課
544	12/22	申出	平成29年度自動車騒音常時監視業務入札結果 参加会社名及び入札金額		12/27	部分公開	第7条第6号	環境保全課
545	12/22	請求	平成□年□月□日□時□分ごろ、宮崎市清武町木原□□□で発生した建物火災についての火災調査報告書		1/4	部分公開	第7条第2号	南消防署
546	12/26	請求	宮崎市高岡町内山□□□（外4筆）の地籍調査事業関係資料 ・地籍調査票 ・地籍調査結果閲覧確認書兼承諾書 ・委任状 ・調査図素図		1/5	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
547	12/27	申出	建築計画概要書 平成29年7月1日～平成29年12月31日に確認されたもの		1/4	公開		建築指導課
548	12/27	請求	宮崎駅東通線（西中工区）・（2工区）及び吉村通線（曾師工区）・（大町工区）の計画平面図をA3サイズ・縮尺1：500にて分割出力したもの（カラー）		1/4	公開		市街地整備課
549	12/27	請求	法人設立変更届申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市青葉町□□ 株式会社〇〇 ・宮崎市堀川町□□ 株式会社〇〇		12/28	不存在	不存在（一部不存在含む）	市民税課
550	12/27	請求	法人設立変更届申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市大島町□□ 株式会社〇〇 ・宮崎市橋通東1丁目□□ 一般社団法人〇〇		12/28	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	市民税課
551	1/4	申出	平成29年12月19日 宮崎市告示804号		1/5	公開		区画整理課
552	1/5	請求	①プロポーザル参加表明書及びグループ協定書兼委任状 ②集計表 ③採点票		1/11	部分公開	第7条第2号 第7条第5号	資産税課
553	1/5	請求	宮崎市農業委員選考委員会会次第資料、復命書（第1回から第4回）		1/18	部分公開	第7条第6号	農業委員会事務局

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
554	1/5	申出	平成29年12月1日～12月31日までに宮崎市内で新規確認の美容所の一覧表。 ・施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		1/15	公開		保健衛生課
555	1/5	申出	平成29年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯番号は除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業などを除く）		1/15	公開		保健衛生課
556	1/5	請求	平成29年12月1日から平成29年12月31日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人のみ）、開設者名または法人名、代表者名		1/18	公開		保健衛生課
557	1/9	請求	宮崎市内において平成29年12月31日時点で公衆浴場法・旅館業法・温泉法に基づく許可を受けている施設の以下の事項 （1）施設名称・施設所在地 （2）営業者氏名（法人にあっては、その代表者氏名） （3）許可年月日（温泉利用許可施設は除く） （4）営業種別（温泉利用許可施設は除く） （5）宿泊定員（旅館業営業許可施設のみ） （6）温泉の自噴・動力の別、湧出量、泉質名（温泉利用許可施設のみ） （7）公衆浴場法・旅館業法・温泉法に基づく施設数		1/22	公開		保健衛生課
558	1/9	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食営業（平成29年10月1日～平成29年12月31日の新規営業許可）（自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く） 【内容】施設名称・施設所在地・施設電話番号（携帯番号除く）・申請者氏名・初回許可年月日・種目		1/15	公開		保健衛生課
559	1/9	請求	宮崎市立宮崎小学校北校舎屋上防水改修工事の金入設計書		1/10	公開		学校施設課
560	1/9	請求	平成29年12月1日～1月8日までに宮崎市で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規申請した施設一覧のうち、次の事項（ただし、自動車による営業、短期営業、臨時営業を除く。） 施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）、開設年月日、種目。法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号（携帯電話を除く）、申請者住所		1/15	公開		保健衛生課
561	1/9	申出	宮崎市内で平成29年12月1日～12月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。 （仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く。）		1/15	公開		保健衛生課
562	1/10	請求	高岡地区農村環境改善センター空調と設備更新工事の金入設計書		1/15	公開		地域コミュニティ課
563	1/10	請求	宮崎市野生鳥獣被害防止組織支援事業費補助金申請書一式（規約を含む）期間：平成28年度分 平成28・29年度田野町有害鳥獣駆除対策協議会総会資料一式（平成27・28年度収支決算書支出の捕獲活動費詳細明細書等）期間：平成28・29年度分		1/12	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	田野・農林水産課
564	1/11	申出	建築計画概要書 宮崎市第334号 平成29年12月7日付 ERI第17044437号 平成29年11月15日付 ERI第17052758号 平成29年12月12日付 TBTC第17000372号 平成29年12月8日付		1/16	公開		建築指導課
565	1/11	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		1/16	公開		建築指導課
566	1/12	請求	宮崎市高岡町五町口口に係る「伐採及び伐採後の造林の届出書」（過去5年分）		1/16	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
567	1/15	申出	宮崎市内において平成30年1月11日までに営業許可を取得している施設（仮設移動、自動車、臨時、自動販売機での営業は除く）の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名、申請者住所（法人のみ）、申請者電話番号（法人のみ、携帯電話番号を除く）、種目、申請・届出年月日、許可年月日、終了年月日、許可番号		1/22	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
568	1/15	請求	宮崎市保健所管轄の歯科診療所および歯科技工所の開設届一覧 1 歯科診療所の開設届一覧（平成30年1月15日現在データ）施設名、住所、電話番号、開設日、開設者名 2 歯科技工所の開設届一覧（平成30年1月15日現在データ）施設名、住所、電話番号、開設日、開設者名		1/23	公開		保健医療課
569	1/17	請求	平成29年1月1日～平成29年12月31日までに宮崎市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規申請した施設一覧のうち、次の事項（ただし、自動車による営業、仮設移動営業、実演販売営業、自動販売機による営業、臨時営業を除く。） ・施設名称、施設所在地、申請者名（法人の場合はさらに、法人代表者名）、施設電話番号（携帯電話を除く）、許可年月日、許可番号		1/31	公開		保健衛生課
570	1/17	請求	平成29年1月1日から平成29年12月31日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項 ・屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者法人、代表者、営業所電話番号、指令番号、確認年月日		1/31	公開		保健衛生課
571	1/18	請求	（仮称）清武地区公立公民館建設事業のうち電気設備工事の金入設計書		1/26	公開		地域コミュニティ課
572	1/22	申出	平成24年1月1日から平成29年12月31日までに新規で営業許可を取得した施設における以下の項目 ・施設名称・施設所在地・施設電話番号（携帯電話を除く） ・申請者氏名・業種・種目・許可年月日についての一覧表（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時、バー、クラブ等での営業を除く）		1/26	公開		保健衛生課
573	1/22	申出	平成24年1月1日から平成29年12月31日までに新規開設の届出のあった施設所一覧（柔整の法律に基づく届出とあはき法に基づく届出に伴った施設所及び出張業務のみの届出を含む一覧）の・施設名称・所在地・電話番号、開設者・開設日、業務の種類に分かるもの（廃業施設を除く）		1/30	部分公開	第7条第2号	保健医療課
574	1/22	申出	平成24年1月1日から平成29年12月31日までに宮崎市内で新規確認を受けた理容所と美容所の一覧表。ただし、廃止施設を除く。 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名、確認年月日		1/31	公開		保健衛生課
575	1/22	申出	宮崎市内の毒劇物販売業者に関する登録票情報（平成30年1月26日現在） 登録番号、開設者名、開設者住所、事業所名、事業所住所、登録年月日、有効期限年月日、区分		1/30	部分公開	第7条第2号	保健医療課
576	1/22	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～平成29年3月31日に確認されたもの		1/24	公開		建築指導課
577	1/23	請求	佐土原西体育館防水改修工事の金入設計書		2/6	公開		スポーツランド推進課
578	1/25	申出	建築計画概要書 ERI第17049581号 平成29年11月20日付		1/30	公開		建築指導課
579	1/25	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		1/30	公開		建築指導課
580	1/26	申出	第一種動物取扱業者登録簿（平成30年1月22日現在のもの）		2/5	公開		保健衛生課
581	1/26	請求	合流地区管渠築設工事（29-3）金入設計書		2/7	公開		下水道整備課
582	1/29	申出	平成29年7月1日から平成29年9月30日までに飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④申請者氏名（又は法人名及び代表者名）⑤申請者住所（法人のみ）⑥申請者電話番号（法人のみ）⑦初回許可年月日 但し携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く。		2/2	公開		保健衛生課
583	1/29	請求	（仮称）清武地区公立公民館建設事業のうち電気設備工事の金入設計書		2/5	公開		地域コミュニティ課
584	1/29	請求	・宮崎市総合体育館剣道場照明設備改修工事 ・田野運動公園野球場スコアボード更新工事 上記2件の金入設計書		2/5	公開		スポーツランド推進課
585	1/29	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市船塚1丁目1-2 公立大学法人宮崎公立大学 ・宮崎市橋通東4丁目□□□ ○○○株式会社		1/30	不存在	不存在（一部不存在含む）	市民税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
586	1/29	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市祇園2丁目□□□ 公益社団法人○○○ ・宮崎市大字塩路□□□ 株式会社○○○ ・宮崎市宮崎駅前東1丁目□□□ 公益財団法人○○○ ・宮崎市橘通西1丁目□□□ 一般社団法人○○○		1/30	部分公開	第7条第3号	市民税課
587	1/29	請求	・宮崎みたま園の管理運営に関する年度協定書 ・宮崎みたま園の管理運営に関する基本協定書 ・宮崎みたま園管理運営業務仕様書 ・業務実施報告書の様式(宮崎みたま園) ・宮崎南部墓地公園の管理運営に関する年度協定書 ・宮崎南部墓地公園の管理運営に関する基本協定書 ・宮崎南部墓地公園管理運営業務仕様書 ・宮崎南部墓地公園管理業務報告書の様式		2/1	公開		生活安全課
588	1/29	請求	・宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザの管理運営に関する基本協定書 ・宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザの管理運営に関する基本協定書の一部を変更する協定書 ・宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザの管理運営に関する年度協定書 ・宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザ管理運営業務仕様書 ・業務日報(様式) ・月次報告書(様式)		2/2	公開		商業労政課
589	1/29	請求	平成29年度に宮崎市で新規開設した医療機関(歯科診療所除く)の名称、所在地、診療科目、管理者、開設日 ※平成30年1月31日現在		2/6	公開		保健医療課
590	1/31	請求	宮崎市内において平成29年10月1日から平成29年12月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・種目、施設名称、施設所在地、申請者氏名、施設電話番号 ただし、携帯電話番号、自動販売機、移動、短期営業等を除く		2/7	公開		保健衛生課
591	1/31	請求	宮崎市内において平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・営業の区分、営業所の屋号、営業所の住所、営業者の氏名、営業所の電話番号		2/7	公開		保健衛生課
592	1/31	請求	橘公園管理業務委託の金入設計書(当初、第1回変更)		2/5	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
593	1/31	請求	平成29年度錦町通線外42線街路樹維持管理業務委託の当初及び変更の金入設計書		2/6	部分公開	第7条第6号	道路維持課
594	1/31	申出	建築計画概要書 平成29年10月1日～平成30年1月31日に確認されたもの		2/8	公開		建築指導課
595	1/31	請求	圧送管着水マンホール改築工事(29-2)の金入設計書		2/7	公開		水道整備課
596	2/1	請求	吉村通線(管師工区)道路改良工事(17工区)の金入設計書(第1回変更)		2/6	公開		市街地整備課
597	2/1	申出	建築計画概要書 ERI第17054814号 平成29年12月27日付		2/6	公開		建築指導課
598	2/1	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		2/6	公開		建築指導課
599	2/1	請求	宮崎市恒久児童プール改修工事の金入設計書		2/5	公開		子育て支援課
600	2/2	申出	宮崎市内において平成29年8月1日～12月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時は除く)の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種、初回許可年月日、許可年月日、終了年月日、許可番号。法人については、申請者住所、申請者電話番号、代表者氏名		2/9	公開		保健衛生課
601	2/2	請求	準用河川産母川河川改修工事(その5)の金入設計書		2/14	公開		土木課
602	2/5	申出	宮崎市内において平成30年1月1日～1月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、業種、初回許可年月日、終了年月日(仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く)		2/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
603	2/6	申出	平成30年1月1日～1月31日までに宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧表。 ・施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		2/8	公開		保健衛生課
604	2/6	申出	平成30年1月1日～1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯番号は除く）、申請者氏名、業種、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表（自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業などを除く）		2/8	公開		保健衛生課
605	2/6	請求	平成29年度発注 本野原遺跡植栽管理業務委託の金入設計書		2/13	部分公開	第7条第6号	文化財課
606	2/7	請求	消防局における頭部打撲傷患者の搬送可否の判断指針にかかわる書類		2/16	不存在	不存在（一部不存在含む）	警防課、北消防署
607	2/7	請求	消防局における平成23年以降の救急不搬送件数及び不搬送理由の内訳		2/16	公開		警防課、北消防署
608	2/7	請求	平成29年9月～12月に提出された宮崎市高岡町五町に係る「伐採及び伐採後の造林の届出書」		2/21	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
609	2/7	請求	宮崎市瓜生野口□□□にかかる平成27年11月～平成28年2月に市に提出された伐採届出書のすべて		2/21	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	森林水産課
610	2/8	請求	清武汚水幹線（29-2工区）実施設計業務委託の金入設計書		2/21	公開		下水道整備課
611	2/8	請求	・山内原南原線道路改良工事（2工区）の工事成績評定要領の内の工事成績評定表 ・三角寺下井倉線外1線舗装打換工事の工事成績評定要領の内の工事成績評定表		2/21	公開		契約課
612	2/8	申出	平成30年2月6日現在、宮崎市内に登録されている理容所・美容所の施設一覧（店舗名・店舗住所・店舗TEL番号）			取り下げ		保健衛生課
613	2/9	請求	蛸原2号雨水幹線整備工事（7工区）の金入設計書（当初）		2/13	公開		土木課
614	2/13	申出	平成29年11月1日から平成30年1月31日までに申請のあった宮崎市居住表示に関する条例第3条・同規則に基づく居住表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		2/21	部分公開	第7条第2号	区画整理課
615	2/14	請求	・第233号道路災害復旧工事（法面保護工） ・第426号道路災害復旧工事 ・第83号道路災害復旧工事（地すべり対策工） ・希望ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事 上記4件の金入設計書		2/20	公開		道路維持課
616	2/14	請求	・飯田土地区画整理事業6-4-9号線外道路築造工事 ・東部第二土地区画整理事業10-1号線外1線道路築造及び7号水路工事 上記2件の金入設計書		2/21	公開		区画整理課
617	2/14	請求	生目の杜運動公園陸上競技場改修工事（排水構造工）の金入設計書		2/20	公開		スポーツランド推進課
618	2/14	請求	沓掛尾平線道路改良工事（但し旧橋撤去工）の金入設計書		2/20	公開		建設課
619	2/14	請求	吉村通線2工区道路改良工事（その8）の金入設計書（当初）		2/19	公開		土木課
620	2/14	請求	吉村通線（曾師工区）道路改良工事（17工区）の金入設計書		2/15	公開		市街地整備課
621	2/14	請求	・準用河川産母川河川改修工事（その5） ・学園通線雨水排水取付管布設工事 ・蛸原2号雨水幹線整備工事（7工区） 上記3件の金入設計書		2/20	公開		土木課
622	2/14	請求	・生目古墳群史跡公園等管理業務委託 ・後田川緑道管理業務委託 上記2件の金入設計書		2/20	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
623	2/15	請求	建設工事に係る資材の資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物解体工事の届出 平成29年10月1日～平成30年1月31日		2/26	部分公開	第7条第2号	建築指導課
624	2/15	申出	建築計画概要書 宮崎市第396号 平成30年2月5日付		2/21	公開		建築指導課
625	2/15	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		2/21	公開		建築指導課
626	2/16	申出	宮崎市内において平成30年2月16日までに新規に飲食店営業許可（委託給食のみ）を取得及び集団給食の登録をした施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除く）、申請者氏名（法人の場合はさらに代表者役職及び代表者氏名）、許可年月日。（短期、仮設移動、自動車、臨時、自動販売機等での営業は除く）		3/27	公開		保健衛生課
627	2/19	請求	町・丁・大字別 犬の登録数		3/5	公開		保健衛生課
628	2/20	請求	平成29年12月31日における宮崎市保健所管轄の歯科技工所開設届一覧①技工所名②開設の場所③技工所の電話番号④開設者氏名		2/28	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
629	2/20	請求	加納汚水準幹線（29-3工区）下水道管布設工事の金入設計書		2/26	公開		下水道整備課
630	2/20	請求	境界立会申請書 平成〇年〇月〇日立会 本郷南方〇〇〇		3/1	部分公開	第7条第2号	用地管理課
631	2/21	請求	平成29年9月～12月に提出された宮崎市高岡町内山に係る「伐採及び伐採後の造林の届出書」		3/2	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
632	2/22	請求	・沓掛尾平線道路改良工事（但し旧橋撤去工） ・沓掛尾平線道路改良工事（但し橋梁下部工） 上記2件の金入設計書		2/28	公開		建設課
633	2/22	申出	平成29年9月1日から平成29年12月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		2/28	部分公開	第7条第2号	区画整理課
634	2/23	請求	吉村通線（曾師工区）道路照明施設設置工事（その1～その3）の金入設計書			取り下げ		市街地整備課
635	2/23	請求	・宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新築工事のうち建築主体工事 ・フェニックス自然動物園象舎外改修工事 上記2件の金入設計書		2/27	公開		公園緑地課
636	2/23	請求	宮崎市立西池小学校校舎増築工事のうち建築主体工事の金入設計書		3/7	公開		学校施設課
637	2/23	請求	（仮称）清武地区公立公民館建設事業のうち建築主体工事の金入設計書		3/2	公開		地域コミュニティ課
638	2/23	請求	宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち建築主体工事の金入設計書		2/28	公開		住宅課
639	2/23	請求	高岡老人福祉館「百寿荘」機能移転先改修工事の金入設計書		3/2	公開		長寿支援課
640	2/23	請求	宮崎市障がい者体育センターバスケットゴール取替工事の金入設計書		3/7	公開		障がい福祉課
641	2/23	請求	乱橋池堤体補強工事の金入設計書		3/5	公開		土木課
642	2/23	請求	平成29年度清武IC北法面災害復旧工事の金入設計書		3/6	部分公開	第7条第3号	清武・農林水産課
643	2/23	請求	今泉工業団地線排水溝改修工事の金入設計書		2/27	公開		建設課
644	2/23	請求	平成29年度601-1101六反地区（水路）災害復旧工事の金入設計書		3/7	部分公開	第7条第3号	高岡・農林水産課
645	2/23	請求	平成29年度宮崎市中央卸売市場給排水設備改修工事のうち基礎工事の金入設計書		2/27	公開		市場課
646	2/23	請求	平成29年度東俣地区農業用ため池緊急防災対策事業ため池浚渫工事（県補助）の金入設計書		3/7	部分公開	第7条第2号	佐土原・農林水産課
647	2/23	請求	・平成29年度601-1006号鏡洲七ツ山地区（道路）災害復旧工事 ・平成29年度堀川地区排水路整備工事 上記2件の金入設計書		3/9	部分公開	第7条第3号	農村整備課
648	2/23	請求	平成30年度南部1地区都市公園等維持修繕工事（単価契約）の金入設計書		3/8	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
649	2/23	申出	平成30年2月6日現在で宮崎市内に登録されている理容所・美容所の施設一覧（施設名称・施設所在地・施設電話番号）		2/28	公開		保健衛生課
650	2/23	請求	平成29年度県単土地改良事業切通地区ため池浚渫工事の金入設計書		3/9	部分公開	第7条第3号	農村整備課
651	2/26	請求	宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち電気設備工事の金入設計書		3/1	公開		住宅課
652	2/26	請求	市道大炊田久峰通線外7線樹木管理業務委託の金入設計書		2/26	部分公開	第7条第6号	建設課
653	2/26	請求	生目の杜遊古館植栽管理業務委託（平成29年度）の金入設計書		3/2	部分公開	第7条第6号	文化財課
654	2/26	請求	平成29年度下江上畑線外22線草刈業務委託の金入設計書		3/1	部分公開	第7条第6号	道路維持課
655	2/26	請求	生目の杜運動公園陸上競技場改修工事（1工区張芝工）の金入設計書		3/12	公開		スポーツランド推進課
656	2/26	請求	平成30年度南部2地区都市公園等維持修繕工事（単価契約）の金入設計書		3/8	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
657	2/27	請求	平成30年2月27日までに新規で登録された食品等取扱条例による集団給食施設のうち次の事項 施設名称、施設所在地、申請者名、施設電話番号（携帯電話を除く）		3/8	公開		保健衛生課
658	2/27	請求	建設工事に係る資材の資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物解体工事の届出 平成30年2月1日～平成30年2月28日		3/13	部分公開	第7条第2号	建築指導課
659	3/1	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 宮崎市北権現町〇〇〇 株式会社〇〇〇		3/2	不存在	不存在（一部不存在含む）	市民税課
660	3/1	請求	シルバー人材センターへの補助金関係書類一式		3/12	公開		商業労政課
661	3/1	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		3/7	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
662	3/2	請求	宮崎市内で下記期間に新規確認を受けた理美容所 の下記項目 ・ 営業所の住所、電話番号、屋号 ・ 開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人の み）、開設者名または法人名、代表者名 【期間】 ①平成29年10月1日から平成29年10月31日 ②平成30年1月1日から平成30年1月31日		3/15	公開		保健衛生課
663	3/2	請求	宮崎市内で平成30年2月1日から平成30年2月28日ま でに新規確認を受けた理美容所 ・ 営業所の住所、電話番号、屋号 ・ 開設者の住所（法人のみ）、電話番号（法人の み）、開設者名または法人名、代表者名		3/15	不存在	不存在（一部 不存在含む）	保健衛生課
664	3/2	請求	宮崎市内で平成29年4月1日～30年3月1日までに宮 崎市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を新規 取得した施設一覧のうち、次の事項 ・ 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯電 話番号を除く）、申請者名、種目、開始年月日。 法人の場合はさらに法人代表者名、法人住所及び 申請者電話番号。 ただし、携帯電話番号、自動車による営業、仮設 移動営業、実演販売営業、自動販売機による営 業、短期営業、臨時営業を除く。		3/13	公開		保健衛生課
665	3/5	申出	平成30年2月1日～2月28日までに宮崎市内で新規確 認を受けた美容所の一覧表。 ・ 施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月 日、開設者名		3/13	不存在	不存在（一部 不存在含む）	保健衛生課
666	3/5	申出	平成30年2月1日～2月28日までに新規で営業許可を 取得した飲食店における以下の項目 ・ 施設名称、施設所在地、施設電話番号（携帯番 号は除く）、申請者氏名、業種、初回許可年月 日、終了年月日についての一覧表（自動販売機、 仮設移動、自動車、臨時等での営業などを除く）		3/12	公開		保健衛生課
667	3/5	申出	宮崎市内において平成30年2月1日～2月28日の間に 新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名 称、施設所在地、施設電話番号（携帯電話を除 く）、申請者氏名、業種、初回許可年月日、終了 年月日（仮設移動、臨時、自動販売機等での営業 は除く）		3/12	公開		保健衛生課
668	3/5	請求	宮崎市内立西池小学校校舎増築工事のうち建築主体 工事の金入設計書		3/13	公開		学校施設課
669	3/6	請求	清武汚水幹線（29-20工区）下水道管布設工事の 金入設計書		3/14	公開		下水道整備課
670	3/6	請求	宮崎市建築審査会取扱基準第1号会長専決事項の指 定について		3/12	公開		建築指導課
671	3/6	請求	建築基準法第43条第1項の許可に対する審査基準		3/12	不存在	不存在（一部 不存在含む）	建築指導課
672	3/7	請求	宮崎市フェニックス動物園チンパンジー舎新築工 事のうち機械設備工事の金入設計書		3/8	公開		公園緑地課
673	3/8	申出	事業所税のみなし共同事業に当たるか否かが争わ れた審査請求に係る裁決書		3/13	不存在	不存在（一部 不存在含む）	市民税課
674	3/8	請求	平成30年度都市公園等管理業務委託（木花公園 外）の金入設計書		3/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
675	3/9	請求	①高圧電位治療器台数 ②平成28年度高圧電位治療器利用者数 対象施設：大塚台地域福祉コミュニティセン ター、宮崎西地区交流センターふれあい室、生目 台地区交流センター高齢者ふれあい室、宮崎東地 区交流センター高齢者ふれあい室、宮崎地区交流 センター高齢者ふれあい室		3/20	公開		長寿支援課
676	3/9	請求	総合福祉センターに設置されている高電位治療器 の台数及び平成28年度の利用者数が記録されてい る文書		3/16	不存在	不存在（一部 不存在含む）	福祉総務課
677	3/9	請求	・ 平成24年度から平成29年度の5月1日時点で後補 充が必要となる病休休暇、休職をとっている職員 に関する県教委への内申の写し（一部公開） ・ 平成24年度から平成29年度の3月の児童生徒数 ・ 平成24年度から平成29年度の始業式、入学前日 の児童生徒数 ・ 平成24年度から平成29年度の通級指導教室の数 及び利用児童生徒数	5/8	5/8	公開		学校教育課
678	3/9	請求	平成30年度西部地区都市公園等維持修繕工事（単 価契約）の金入設計書		3/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
679	3/12	請求	生目の杜運動公園陸上競技場改修工事 ・ （1工区舗装工） ・ （2工区舗装工） ・ （1工区張芝工） 上記3件の金入設計書		3/19	公開		スポーツランド推進課



No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
680	3/12	申出	建築計画概要書 宮崎市第417号 平成30年2月21日付		3/15	公開		建築指導課
681	3/12	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		3/15	公開		建築指導課
682	3/13	申出	昭和48年2月5日シレイ8001-2704号に関する排水管 維持管理の覚書等資料の請求		3/20	部分公開	第7条第3号	開発指導課
683	3/13	請求	平成29年度工番(括)第1号 宮崎駅東通線配水管 布設工事(その1)の金入設計書		3/19	公開		水道整備課
684	3/13	申出	平成30年度市広報みやざき及び宮崎市ホームペ ージ広告枠売買の入札に係る「入札・開札調書」		3/19	部分公開	第7条第6号	秘書課
685	3/13	請求	第169号合子ヶ谷尾脇線道路災害復旧工事の金入設 計書		3/26	公開		建設課
686	3/14	請求	宮崎市立宮崎南小学校の配置図及び平面図		3/14	公開		学校施設課
687	3/15	請求	清武汚水幹線(29-21工区)下水道管布設工事の 金入設計書		3/27	公開		下水道整備課
688	3/16	申出	平成30年1月1日から平成30年2月28日までに新規で 営業許可を取得、又は更新した飲食店における以 下の項目・施設名称・施設所在地・施設電 話番号・申請者氏名・業種・種目・許可 年月日 についての一覧表(自動販売機、仮設移 動、自動車、臨時等での営業を除く)		3/20	公開		保健衛生課
689	3/19	申出	平成28年1月1日～平成30年2月28日までに新規で営 業許可を取得した飲食店における以下の項目 ※屋号、施設所在地、施設電話番号(携帯電話は 除く)、業種、種目についての資料一覧表(自動 販売機、仮設移動、自動車、臨時、短期等での営 業を除く)		3/27	公開		保健衛生課
690	3/19	申出	平成30年2月28日現在の旅館営業施設(ホテル営 業、旅館営業、簡易宿所営業)の次の情報。 ・営業種別、施設名称、施設所在地、施設電話番 号、営業者氏名又は名称、営業者住所(法人の み)、客室数、許可年月日		3/29	公開		保健衛生課
691	3/19	申出	宮崎市内における食品衛生法に基づく許可業種お よび登録業種全ての施設の一覧(平成29年9月1日 ～平成30年2月28日の間に新規で許可・登録を受 けた施設全てで、既に廃業している施設、短期・臨 時・仮設移動営業等は除く) <項目>屋号、施設所在地、施設電話番号(携帯 電話を除く)、申請者氏名(申請者が法人の場合 は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、 初回許可年月日、許可終了年月日、種目		3/28	公開		保健衛生課
692	3/20	請求	宮崎市清武総合支所空調設備改修工事のうち機械 設備工事の金入設計書		3/23	公開		庁舎管理課
693	3/20	請求	・(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事の うち空調換気設備工事 ・(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事の うち給排水設備工事 上記2件の金入設計書		3/30	公開		保健衛生課
694	3/20	請求	宮崎市立加納中学校公共下水道接続外工事の金入 設計書		3/22	公開		学校施設課
695	3/20	請求	田野公民館空調設備改修工事の金入設計書		3/22	公開		地域コミュニティ課
696	3/20	請求	平成29年度工番(更)第3号 笹原大島3号線外1線配水管布設替工事(その1) の金入設計書(変更契約後)		3/26	公開		水道整備課
697	3/20	請求	平成29年度工番(更) ・第11号月見ヶ丘地区外配水管布設替工事(その6) ・第6号月見ヶ丘地区外配水管布設替工事(その1) ・第15号県道宮崎島之内線配水管布設替工事(その 2) ・第24号光ヶ丘上町線配水管布設替工事 ・第28号桜町通り線外1線配水管布設替工事 上記5件の位置図一式(縮小版)、図面一式(縮小 版)、金入設計書		3/23	公開		水道整備課
698	3/22	請求	宮崎市上下水道料金センター等業務委託契約 書・仕様書		4/4	部分公開	第7条第3号 第7条第4号	料金課
699	3/22	請求	平成29年12月13日、平成30年1月29日及び3月20日 に開催された指定管理者制度等調査特別委員会の 会議録と資料		3/29	公開		議事調査課
700	3/22	請求	平成30年1月、2月、3月に宮崎市で開業の医院(内 科)、クリニック			取り下げ		保健医療課
701	3/23	請求	宮崎市自然休養村センターに設置している高圧電 位治療器の台数及び利用人数		4/6	公開		森林水産課
702	3/23	請求	平成28年度高圧電位治療器利用者数 対象施設:宮崎市内海やっこ荘、宮崎市自然休養 村センター高齢者ふれあい室		3/30	公開		長寿支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
703	3/26	請求	宮崎市田野町乙〇〇〇〇に所在する〇〇〇について 次の事項。 ・許可期間、業種		3/30	公開		保健衛生課
704	3/27	請求	平成29年度工業薬品入札・開札調書 (平成30年3月6日入札の工業薬品 21~23、25~ 28)		3/30	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
705	3/28	請求	清武污水準幹線(29-12工区)下水道管布設工事の 金入設計書		4/10	公開		下水道整備課
706	3/28	請求	・加納公園整備工事(2工区芝張工) ・加納公園整備工事(3工区芝張工) ・加納公園整備工事(4工区芝張工) ・加納公園整備工事(5工区芝張工) ・加納公園整備工事(6工区芝張工) ・生目の杜運動公園陸上競技場改修工事(1工区芝 張工) ・生目の杜運動公園陸上競技場改修工事(2工区芝 張工) ・生目の杜運動公園陸上競技場改修工事(3工区芝 張工) ・大塚台緑地遊戯施設設置工事 ・動物園北側用地植栽工事 上記10件の金入設計書		4/9	公開		公園緑地課
707	3/28	請求	生目21号墳整備工事(1工区)の金入設計書		4/6	公開		文化財課
708	3/28	請求	・吉村通線(曾師工区)道路改良工事(24工区但 し植栽工)の金入設計書 ・吉村通線(曾師工区)道路改良工事(25工区但 し植栽工) 上記2件の金入設計書		3/28	公開		市街地整備課
709	3/28	請求	中山中通り1号線排水溝流末改修工事の図面		4/11	公開		高岡・農林建設課
710	3/29	申出	宮崎市現況図(平成8年10月修正) 図面番号49、56の一部		4/5	公開		都市計画課
711	3/29	請求	・合流地区管渠改築工事(28-4) ・清武污水準幹線(29-20工区)下水道管布設工事 ・清武污水準幹線(29-21工区)下水道管布設工事 ・清武污水準幹線(29-15工区)下水道管布設工事 ・清武污水準幹線(29-14工区)下水道管布設工事 上記5件の金入設計書		4/9	公開		下水道整備課
712	3/29	請求	富吉水源地導流堤復旧工事の金入設計書		4/9	公開		浄水課
713	3/29	請求	第169号合子ヶ谷尾脇線道路災害復旧工事の金入設 計書		4/9	公開		田野・農林建設課
714	3/29	請求	・第334号外大丸引線道路災害復旧工事 ・第328号折生迫停車場線道路災害復旧工事 上記2件の金入設計書		4/3	公開		道路維持課
715	3/29	請求	飯田土地区画整理事業 高岡支所前交差点改良工 事の金入設計書		4/5	公開		区画整理課
716	3/29	請求	・準用河川産母川河川改修工事(その5) ・蛸原2号雨水幹線整備工事(7工区) ・蛸原2号雨水幹線整備工事(8工区) 上記3件の金入設計書		3/30	公開		土木課
717	3/29	申出	平成29年11月1日から平成30年3月30日までに新規 で営業許可を申請した飲食店における以下の項目 ・施設名称・施設所在地・施設電話番号(携 帯電話を除く)・申請者氏名(及び代表者名) ・許可番号・申請年月日 についての一覧表		4/6	公開		保健衛生課
718	3/29	請求	大島線道路改良工事(3工区)の金入設計書(変 更後)		3/29	公開		土木課
719	3/29	請求	道路舗装・堀削・復旧工事(単価契約4月~9 月)の金入設計書		4/10	公開		配水管理課
720	3/30	請求	水土里ネット吉野さくら会の平成26年度から平成 28年度までの多面的機能支払交付金に係る実施状 況報告書、活動記録、金銭出納簿		4/9	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	農村整備課
721	3/30	請求	水土里ネット吉野さくら会の平成29年度の多面的 機能支払交付金に係る実施状況報告書、活動記 録、金銭出納簿		4/9	不存在	不存在(一部 不存在含む)	農村整備課
722	3/30	申出	平成30年1月1日から平成30年2月28日までに新規で 営業許可を取得した施設における以下の項目 ・施設名称・施設所在地・施設電話番号(携 帯電話を除く)・申請者氏名・業種・種目・許可年月 日についての一覧表(自動販売機、仮設移動、自 動車、臨時、バー、クラブ等での営業を除く)		4/9	公開		保健衛生課
723	3/30	申出	平成30年1月1日から平成30年2月28日までに新規開 設の届出のあった施設所一覧(柔整の法律に基づ く届出とあはき法に基づく届出に伴った施設所及 び出張業務のみの届出を含む)の・施設名 称・所在地・電話番号、開設者・開設日、業務の 種類の分かるもの廃業施設を除く		4/5	部分公開	第7条第2号	保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
724	3/30	申出	平成30年1月1日から平成30年2月28日までに宮崎市内で新規確認を受けた理容所と美容所の一覧表。 ただし、廃止施設を除く。		4/9	公開		保健衛生課
725	3/30	請求	・平成29年度工番（更）第25号山崎冷窪線外2線配水管布設替工事 ・平成29年度工番（更）第49号浮城町外1地区不断水弁等設置工事 上記2件の金入設計書（変更）		4/5	公開		水道整備課
726	3/30	請求	宮崎市における生活保護受給者に対する「宮崎県・市町村災害時安心基金」及び、「災害見舞金」の運用状況		4/12	不存在	不存在（一部 不存在含む）	社会福祉第一課
727	3/30	請求	・「宮崎県・市町村災害時安心基金」の宮崎市における運用状況に係る宮崎市における「基金」の運用規定 ・宮崎市の「災害見舞金」に係る「災害見舞金」の設立趣旨、運用規定等の資料		4/12	公開		福祉総務課



## 2 個人情報開示請求の内容と処理状況(平成29年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	H29.4.7	開示	過去5年分の要介護認定等に関する認定情報、認定調査票、主治医意見書、認定結果		H29.4.10	開示		介護保険課
2	H29.4.17	開示	都市計画法43条の建物の新築許可申請書に添付した書類 ・配置図、敷地求積図、敷地求積表 ・平面図、立面図、矩計図、仕様書 ・基礎図		H29.4.20	開示		開発指導課
3	H29.4.18	開示	公共污水枘取付管設置申請書		H29.4.28	部分開示	第15条第6号	下水道整備課
4	H29.4.25	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.5.2	不開示	文書不存在	市民課
5	H29.5.15	開示	要介護認定の記録		H29.5.18	開示		介護保険課
6	H29.5.16	開示	家屋評価額算出に関する書類(家屋調査書)		H29.5.18	開示		資産税課
7	H29.5.18	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書	H30.5.26	H29.6.12	開示		国保年金課
8	H29.5.19	開示	電話対応記録		取り下げ	取り下げ		生活安全課
9	H29.5.19	開示	工事施工承認証、工事施工承認申請書とこれに添付した設計図		H29.5.30	開示		生活安全課
10	H29.5.25	開示	固定資産税課税台帳		H29.5.26	開示		資産税課
11	H29.6.2	開示	救急活動報告書		H29.6.14	部分開示	第15条第6号	警防課
12	H29.6.5	開示	住民票の写し及び印鑑登録証明書の請求記録		H29.6.15	開示		市民課
13	H29.6.7	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票、主治医意見書		H29.6.9	開示		介護保険課
14	H29.6.8	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H29.6.22	不開示	文書不存在	森林水産課
15	H29.6.8	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H29.6.9	開示		森林水産課
16	H29.6.23	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票、主治医意見書		H29.6.26	開示		介護保険課
17	H29.6.27	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票、主治医意見書		H29.6.27	開示		介護保険課
18	H29.7.20	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.8.3	開示		市民課
19	H29.7.21	開示	火災調査報告書		H29.8.4	部分開示	第15条第6号	南消防署
20	H29.8.2	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.8.15	不開示	文書不存在	市民課
21	H29.8.22	開示	要介護認定記録 認定情報、認定調査票、主治医意見書		H29.8.28	開示		介護保険課
22	H29.8.30	開示	印鑑登録証明書の写しに係る請求書		H29.9.6	不開示	文書不存在	市民課
23	H29.8.30	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H29.9.11	不開示	文書不存在	高岡農林水産課
24	H29.8.31	開示	公用請求書(住民票の写し等・その他の証明)、公用請求書(戸籍関係証明)、扶養義務者履行通知書発行伺い、戸籍謄本等の無料交付について(依頼)		H29.9.12	部分開示	第15条第6号	社会福祉第二課
25	H29.9.1	開示	地籍調査の境界確定方法決定に係る資料		H29.9.4	開示		農村整備課
26	H29.9.5	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.9.19	部分開示	第15条第6号	市民課
27	H29.9.14	開示	ガス管の位置が特定できる図面		H29.9.27	部分開示	第15条第6号	清武建設課
28	H29.9.14	開示	宮崎市社会福祉協議会と障がい福祉課が本人のことで話し合った記録		H29.9.22	不開示	文書不存在	障がい福祉課
29	H29.9.14	開示	宮崎市社会福祉協議会と福祉総務課が本人のことで話し合った記録		H29.9.22	不開示	文書不存在	福祉総務課
30	H29.9.26	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.10.10	開示		市民課
31	H29.10.5	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H29.10.11	不開示	文書不存在	市民課
32	H29.10.6	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.10.17	開示		市民課
33	H29.10.6	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.10.17	不開示	文書不存在	市民課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
34	H29.10.17	開示	境界立会申請書		H29.10.17	部分開示	第15条第6号	用地管理課
35	H29.10.16	開示	住民票の写しの交付請求書		H29.10.24	不開示	文書不存在	市民課
36	H29.10.24	開示	社会福祉課に提出した領収書、資産申告書、収入申告書		H29.10.25	開示		社会福祉第二課
37	H29.10.24	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書	H30.11.2	H29.11.13	開示		国保年金課
38	H29.11.1	開示	宮崎市いじめ防止対策委員会からの答申	H30.11.13	H30.11.29	部分開示	第15条第2号	学校教育課
39	H29.11.24	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H29.12.1	開示		森林水産課
40	H29.12.1	開示	宮崎市いじめ防止対策委員会からの答申		H29.12.14	部分開示	第15条第2号	学校教育課
41	H30.12.11	開示	生活保護にかかる文書等		H30.12.21	不開示	第13条第2項第2号	社会福祉第一課
42	H30.12.11	開示	生活保護にかかる文書等		H30.12.21	不開示	第13条第2項第2号	社会福祉第一課
43	H30.12.11	開示	生活保護にかかる文書等		H30.12.21	不開示	第13条第2項第2号	社会福祉第一課
44	H30.12.11	開示	生活保護にかかる文書等		H30.12.21	不開示	第13条第2項第2号	社会福祉第一課
45	H30.12.18	開示	住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の交付請求書		H30.12.26	開示	第15条第6号	市民課
46	H30.12.19	開示	個人受付票、個人記録票		H30.12.27	部分開示	第15条第2号	子育て支援課
47	H30.12.20	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票		H30.12.25	開示		介護保険課
48	H30.1.16	開示	介護認定審査会資料		H30.1.17	開示		介護保険課
49	H30.1.17	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H30.1.19	不開示	文書不存在	市民課
50	H30.1.17	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H30.1.19	不開示	文書不存在	市民課
51	H30.1.30	開示	犬の登録原本		H30.2.2	開示		保健衛生課
52	H30.1.31	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.2.13	部分開示	第15条第6号	市民課
53	H30.2.8	開示	介護認定資料		H30.2.9	開示		介護保険課
54	H30.2.16	開示	墓地経営許可申請書一式		H30.2.28	部分開示	第15条第6号	保健衛生課
55	H30.2.16	開示	地籍調査の立ち合いの委任状		H30.2.28	不開示	文書不存在	農村整備課
56	H30.2.20	開示	現地査定調査書 道路境界査定願 道路・境界立会(査定)申請書 道路境界立会調書 現地査定調書		H30.3.1	部分開示	第15条第6号	用地管理課
57	H30.2.27	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.2.6	不開示	文書不存在	市民課
58	H30.3.6	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.3.13	不開示	文書不存在	市民課
59	H30.3.15	開示	生活保護にかかる文書等	H30.3.15	H30.5.14	部分開示		社会福祉第二課
60	H30.3.15	開示	生活保護にかかる文書等		H30.3.27	不開示	文書不存在	社会福祉第二課
61	H30.3.15	開示	非木造家屋調査書		H30.3.19	部分開示	第15条第6号	資産税課
62	H30.3.15	開示	生活保護にかかる文書等	H30.3.30	H30.5.18	部分開示	第15条第2号 第15条第6号	社会福祉第二課
63	H30.3.15	開示	生活保護にかかる文書等		H30.3.30	不開示	文書不存在	社会福祉第二課
64	H30.3.27	開示	一般墓地を本人が引き継いだ際の申請書 墓をたため際の工事申請書		H30.4.9	開示		生活安全課

### 3 情報公開関係例規

#### (1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号  
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号  
平成28年3月22日条例第2号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ



- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この

場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2）公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更に、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。
- 6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。
- 7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。  
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。  
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年12月20日条例第76号）  
この条例は、平成18年1月1日から施行する。  
附 則（平成19年3月23日条例第3号）  
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。  
附 則（平成21年12月25日条例第53号）  
この条例は、平成22年3月23日から施行する。  
附 則（平成28年3月22日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置の原則)
- 2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされ

た行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日  
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号  
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求及び申出の状況
- (2) 公文書の公開決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

様式第1号～様式第9号（省略）

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日  
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			



## 4 個人情報保護関係例規

### 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年3月23日条例第2号	平成21年3月30日条例第2号
	平成21年12月25日条例第52号	平成27年9月18日条例第57号
	平成28年3月22日条例第2号	平成29年3月24日条例第2号
	平成29年6月27日条例第29号	

#### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

#### (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

#### (市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。)から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。
- (1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）であるときは、その法定代理人
  - (2) 開示請求に係る個人情報 that 特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）
- （開示請求の手続）

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
  - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。



(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去
  - イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。
  - ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
  - ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
  - ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手續)

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定等)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

(本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(諮問をした旨の通知)

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）  
（審査会の設置等）

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

- 5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。  
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。  
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。  
附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年12月20日条例第75号）  
この条例は、平成18年1月1日から施行する。  
附 則（平成19年3月23日条例第2号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成21年3月30日条例第2号）  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則（平成21年12月25日条例第52号）  
この条例は、平成22年3月23日から施行する。  
附 則（平成27年9月18日条例第57号）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 3 この条例の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。  
附 則（平成28年3月22日条例第2号）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置の原則)
- 2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされ

た行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7月26日  
規則第37号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第 9号  
平成21年 3月30日規則第 9号 平成27年10月 2日規則第76号  
平成28年 3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書（様式第5号）
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書（様式第6号）
- (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書（様式第7号）



- 2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。  
（意見照会等の通知）
- 第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
（1） 開示請求の年月日  
（2） 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容  
（3） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書（様式第9号）により行うものとする。
- 3 条例第19条第2項（条例第27条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書（様式第10号）により行うものとする。  
（個人情報の開示方法）
- 第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。  
（1） 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴  
（2） 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。  
（閲覧又は視聴の中止）
- 第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。  
（簡易開示の告示）
- 第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。
- 2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。  
（訂正請求書）
- 第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。
- 2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。  
（訂正決定等の通知）
- 第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。  
（1） 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）  
（2） 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）  
（3） 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）
- 2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。  
（利用停止請求書）
- 第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書（様式第16号）によるものとする。  
（利用停止決定等の通知）
- 第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。  
（1） 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書（様式第17号）  
（2） 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第18号）

(3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行うものとする。

(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

様式第1号～様式第21号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日  
規則第27号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			



